

平成25年第5回臨時会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成25年10月30日 開会

平成25年11月 1日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成25年東吾妻町議会第5回臨時会会議録目次

第 1 号 (10月30日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案第2号の上程、説明、議案調査	5
○東吾妻町立学校給食調理場設置条例制定の請求代表者への意見を述べる機会の 付与について	1 3
○議案第1号の上程、説明、議案調査	1 4
○議案第3号の上程、説明、議案調査	1 7
○議案第4号の上程、説明、議案調査	1 8
○散会の宣告	2 0

第 2 号 (11月1日)

○議事日程	2 1
○本日の会議に付した事件	2 1
○出席議員	2 1
○欠席議員	2 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 1
○職務のため出席した者	2 2

○地方自治法第74条第4項の規定により出席した者	22
○議長挨拶	23
○開議の宣告	23
○議事日程の報告	23
○議案第2号の意見陳述、質疑、自由討議、討論、採決	23
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	70
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	76
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	77
○日程の追加	77
○議員派遣の件について	78
○閉会の宣告	79
○署名議員	80

平成25年東吾妻町議会第5回臨時会

議 事 日 程（第1号）

平成25年10月30日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 2号 東吾妻町立学校給食調理場設置条例について
- 第 4 東吾妻町立学校給食調理場設置条例制定の請求代表者への意見を述べる機会の付与について
- 第 5 議案第 1号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第 3号 物品購入契約の締結について
- 第 7 議案第 4号 工事請負契約の変更締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	橋 爪 英 夫 君	2番	佐 藤 聡 一 君
3番	根 津 光 儀 君	4番	樹 下 啓 示 君
5番	山 田 信 行 君	6番	水 出 英 治 君
7番	轟 徳 三 君	8番	茂 木 恒 二 君
9番	金 澤 敏 君	10番	青 柳 はるみ 君
11番	須 崎 幸 一 君	12番	浦 野 政 衛 君
13番	一 場 明 夫 君	14番	菅 谷 光 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 中 澤 恒 喜 君 副 町 長 渡 辺 三 司 君

教 育 長	高 橋 啓 一 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	松 井 秀 之 君
産 業 課 長	丸 山 和 政 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟 馨 君
教 育 課 長	中 井 充 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	田 中 康 夫	議会事務局長 議係	水 出 悟
--------	---------	--------------	-------

◎議長挨拶

○議長（橋爪英夫君） おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ここに、平成25年第5回臨時会が招集されましたところ、公私ともにご多忙の折、ご参集を賜り、開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

本日の臨時会は、東吾妻町立学校給食調理場設置条例のほか3件が付されております。十分な審議をお願いいたしたいと思います。

簡単ではありますが、開会に当たっての挨拶といたします。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成25年第5回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごとに秋も深まり紅葉の美しい季節となりましたが、議員各位には何かとご多忙なところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会では、地方自治法第74条第3項の規定によります条例制定、平成25年度東吾妻町一般会計補正予算及び地方自治法第96条第1項第5号の規定による物品購入契約の締結について及び工事請負契約の変更締結についての4件を提案させていただくものでございます。

提案理由につきましては別に説明させていただきますが、慎重審議をお願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） ただいまより平成25年第5回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋爪英夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、7番、轟徳三議員、8番、茂木恒二議員、9番、金澤敏議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、11月1日までの3日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認め、会期は3日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第3、議案第2号 東吾妻町立学校給食調理場設置条例について
を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 東吾妻町立学校給食調理場設置条例制定につきまして、
提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第74条第1項の規定により条例制定の請求を受理いたしましたので、
同条第3項の規定に基づき、意見をつけてここに提案いたしました次第でございます。

それでは、請求されました条例につきまして、私の考え方を申し上げます。

現在、学校給食調理場は町の中に4施設があり、管内の幼・小・中学校に給食を提供して
おります。これらの施設は、昭和48年を筆頭に建設され、築30年から40年が経過し、1番
新しい原町共同給食調理場でも20年が経過しており、老朽化が進み、施設管理費も年々増加
しております。このため、東吾妻町第1次総合計画の基本方針で、安全衛生の徹底された効
率的かつ効果的な給食施設の整備で、センター化をすることが提起されております。

また、町では中学校統合を平成27年4月とし、現在準備を進めているところで、既存の原
町共同調理場では、5中学校分の給食を賄うのは不可能であります。分散して持ち寄るので
は効率的な配送ができませんので、統合ともあわせ新たな給食センターを建設し、町全体の
児童生徒に給食を提供することとし、平成23年度から、給食センター建設に向け行政改革推
進本部で検討してまいりました。

設置位置で1番よいのは、統合中学校と併設できることがよいと考えましたが、統合中学
校では生徒の送迎をスクールバスで行う計画であり、バスについては、最低9台の駐車ス
ペースと、回転場並びに小学校も合わせた保護者や先生の駐車場の確保が必要となるので、現
在の原町中学校の駐車場と、旧原町小学校体育館及び原町給食調理場跡地の敷地面積では、
ここに給食センターと駐車場を建設することは不可能であります。

議会におかれましては、本年の3月定例会で、給食センター建設予定地にありました岩島

社会体育館の廃止についての議決を、第3回臨時会では給食センター建設工事請負契約等の議決をいただき、議会としての意思を明白にお示しをいただいたところであります。

請求されました条例は、現在ある4調理場に追加して、東吾妻中学校へ提供する給食調理場を新たに設置する条例でございますが、町が進めております給食センターが完成すれば、既設の4調理場は廃止し、1つの施設運営となり、経費的にも経済的です。4施設を残し、さらに新中学校に新設することは、既設の施設運営費と合わせ新築の運営費もかかることになりますし、既設4施設は給食安全衛生巡回指導において多くの指摘事項があり、現在はセンター化に向け、どうしても改修しなければならない部分のみの補修対応としておりますが、引き続き運営することとなると、そのほかの指摘部分の改修も必要でありますので、さらなる経費もかさみ、将来にわたり多額なものが必要となります。

また、統合する中学校の敷地内に中学校の給食調理場を建設し、平成27年4月1日より施行することとなっておりますが、統合中学校の敷地内に給食調理場を建設する場合、校舎・校庭・体育館等附属する施設があり、この中には建設できるだけの用地確保ができませんし、27年4月からの施行の場合、設計から建築までを計画実施するのは、期間的に到底不可能と考えられます。

なお、現在実施しております新築工事においては、国庫補助金を受け平成26年3月に完成する予定で進捗し、地域の元気臨時交付金の算定基礎でもありますし、地域の元気臨時交付金は町の負担の90%が国から交付される予定で、特別有利な交付金となっております。この施設が建設できないと、国庫補助金・建設事業債は受けられず、地域の元気臨時交付金も受けられません。また、新たな給食調理場を建設する場合、国庫補助金等も受けられないので、全額町単独の負担により建設をするということになります。

したがって、給食センターを矢倉地区に整備するという町の方針を変更すべき合理的理由はなく、この請求されました東吾妻町立学校給食調理場設置条例の制定には反対であります。

以上のとおり、意見を申し上げ、付議するところであります。

議員各位におかれましては、この学校給食調理場設置条例（案）について、厳正なるご審議と賢明なるご判断をいただきますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

10月31日までに調査が終了するようお願いいたします。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 議案調査という今議長の話しがあったんですが、今の町長の提案ですと、直接請求そのものについての説明というのが全くいただけなかったんですけれども、その辺のところについて有効署名も含めて、条例の体裁がどうのこうの、法的に問題がなかったかも含めて、多分、提案されたので問題がなかったんだとは思いますが、その辺のところについて、もうちょっと具体的に説明をしていただけますか。

町長の意見はわかりました。直接請求そのものについての説明をつけ加えていただきたいと思えます。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、条例に対する意見等も含めまして提案をしておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長の提案はわかったんです。直接請求の制度を使ってどういう提案がなされて、それに対してこういう有効署名が集まって、こういう条例の内容で体裁も整っていて、法的にも問題がないのでそれが受理したんですというような形で、きちんとした説明をしていただけませんかということを言っているんです。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 直接請求につきましては、選挙管理委員会のほうで、署名人についての審査等を法的に行ってきております。その中で、1,128名の方の署名がありまして、選挙管理委員会の中で審査をした結果、有効署名数は1,018名ということになってございます。50分の1の署名により直接請求が成立するということになりますので、50分の1の数が268名でございますので、1,018名ございましたので成立しているということで、議会のほうに提案をしていただいたということですので、よろしくお願いいたします。

〔「条例の体裁も、法的なものも、皆クリアできたと解釈して……。もう一度確認をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（角田輝明君） 10月15日の日に本請求の提出があり、不備等がないということで受け付けをしておるということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 一場議員に申し上げます。

議案調査ということでさせていただきましたので、質疑は……

○13番（一場明夫君） いや、私、質疑をしているんじゃないんですよ。説明の追加を求め

たんです。

○議長（橋爪英夫君） では、次、13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） それで、質疑ではありませんので、聞いてください。

それはわかりました。ということは、もうそれで正式に成立したということでいいんだと思いますけれども、そうしますと、最初、会期を3日間と決めましたけれども、その中で、今町長の提案があったものを、質疑ではありませんよ、提案があったものを、議案調査をして判断をする、私たちはその役目を負っているわけですよ。そうなったときに、今町長が提案の中で申し上げたものについては、かなりの部分でこれは不可能だとかということが具体的に書いてあるわけです。それについて、大変申しわけないんですけれども、非常に時間が少ないんで、ここで私が資料提供をお願いしておきたいと思うんで、それだけ認めていただきたいんですけれども、これから申し上げますのでお願いできますか。あした、1日議案調査しなければいけませんので、あしたの朝までにぜひお願いしたいんですが。資料提供を求めたいと思いますので、お願いしたいと思います。

これから申し上げます。

一つは、先ほど言いましたように、かつて例がない直接請求、こういう形で非常に重い、何ていうんですか、政策提言を受けていますので、そういう意味で異例なんですけれども、どうしても必要な書類なので、お願いしたいと思います。それで……

（発言する者あり）

○議長（橋爪英夫君） ちょっとお待ちください。

○13番（一場明夫君） いいですよ。とにかく聞いてください。できる、できないは、議長の判断もまたあると思います。また、議員の判断もあると思いますので。

お願いしたいのは、町長が先ほど意見書ということでつけた中で、私がここに見せてもらって、わからないことが幾つかありますので、それをお願いしたいと思います。数がちょっとありますので、メモしていただけますか。

町のセンター計画、これは町の総合計画の基本計画に位置づけられているという説明をしましたけれども、それであるのであれば、なぜ町の実施計画、3年間でローリングしていく、それに位置づけられなかったか、この辺のところの明確な理由をお願いしたいと思います。理由書です。

それと、原町共調理場、900食対応可能と言っているんですけれども、そこで現在、実施校が決まっていますけれども、それと統合中学校の給食が賄えないという発言がある、記述

があるんですけれども、その根拠をちょっと示していただきたいと思います。

3番目が、現在の4施設が、給食安全衛生巡回指導で指摘されているということを申し上げましたけれども、それに関するその内容の資料、何を指摘されているか。

その指摘改修部分に金がかかるということが書いてありますけれども、その経費がどのくらい想定されるのか。

それと、5番目ですけれども、スクールバスの回転場をつくるという話をしていますが、その必要な面積と、どういう平面配置計画になるのか。

6番目が、職員とか保護者の駐車場をつくるということで言っていますけれども、その必要面積と平面配置計画ですか。

それと、7番目が、条例を改正して正式に決定していないということは前にも申し上げておりますけれども、それなのに、議会の意思を明確に示したとする根拠、これを明確にちょっとお願いしたいと思います。

それと、8番目が、統合中学校の敷地に単独調理場の建設スペースが確保できないということを書いてありますけれども、その根拠を示していただきたいと。

9番目が、設計から建設まで期間内に実施することが不可能とするということが書いてあるんですけれども、この根拠もお願いしたいと思います。

10番目が、町が進めるセンター計画で、学校給食法に規定する調理の仕上がり時間から2時間以内喫食、それと30分前検食、こういったものがきちんと守れる保証ができる配送計画というんですか、専門家の意見をきちんと加えた上で、お願いしたいと思います。

それと11番目、町のセンター計画に対する住民訴訟が起きているというふうに聞いていますけれども、町の行政執行に対して。この内容と、今後の公判がどんな形で進むのかというのをお願いしたいと思います。

12番目が、町のセンター計画が、提案の方式、単独調理場の方式を提案していますけれども、その方式に対して運営経費が経済的だというふうに書いてあるんですけれども、その根拠の資料をお願いしたいと思います。

13番目が、町のセンターも、本当は1番いいのは原町というふうに町長も認識しているということは、きょう初めて私もわかりました。だとすると、それが最優先でなぜ考えなかったかという理由をお願いしたいんですけれども。

それと、最後というか14番目です。国の基準面積があるんですけれども、その2.5倍以上の面積のセンターをつくる、この根拠がちょっとわからない。これもお願いしたいと思いま

す。

それで、今度は提案されていますよね。直接請求で提案されている内容について、私たち全く内容わかりませんので、先ほどそこにおさまらないとかという町長の考えが示されましたので、町とすれば、どの程度のものが必要なのか、大体わかっているんだと思いますので、これに関する資料をお願いしたいんですけれども。統合中学校の給食数、これに対して単独調理場としてつくった場合には、どの程度の面積、要するに国の基準面積はどの程度になって、どの程度の施設が要だと考えているのか。町の考え方でいいです。それを示していただきたいと思います。

それと、建設する場合に必要な建設費がどのくらいかかるか。

それと、単独調理場の場合の運営費の試算表、これもお世話になりたいと思います。こういったものがないと、私たち、判断ちょっとできませんので。

大きくりの3つ目なんですが、町のセンター計画と、単独調理場とそのほかの施設を併用して使っていく場合の運営費の、何というんですか、比較表をお世話になりたいと思います。

それと、これはちょっときつい言い方かもしれませんが。でも想定されるので聞いておきます。町のセンター計画を仮に今、中止したときに、どのくらいの補償費がかかって、何ていうんですか、違約金だとかそういった費用がどのくらいかかるものなのか。これも判断に非常に大事なものになるので、お世話になりたいと思います。

それと、最後にもう1点、この間チラシが入って、署名活動を妨害したというような記述があったんですが、その辺に関する事実関係の確認というんですか、そういったものの報告をお願いしたいと思います。

なぜ、私がここで言っているかということ、非常に大事なんで、非常に重要な判断をしますんで、この資料の提供を、提出を早急をお願いしたいと思います。文書で確認をお願いしたいと思います。これを求めておきます。

町長よろしくをお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 暫時休憩をとります。

（午前10時27分）

○議長（橋爪英夫君） 会議を再開いたします。

(午前 10 時 55 分)

○議長（橋爪英夫君） ただいまの一場議員の資料請求については、お聞きをいたしましたけれども、執行部におかれましても、ご承知おきをいただきたいと思います。

以上ですが。

13番、一場明夫君。

○13番（一場明夫君） 私たちが知りたいと言ったものに対して、当然出してもらえて思っていて、私は信じていたんです。なぜかと言うと、私たちの不安を、きちっとデータをそろえて出して、払拭していただいた上で議決をする、これが大前提ですよ。これがしていただけないのであれば、ここで動議を提出します。正式に議会として、町に、先ほど申し上げた資料の提供を求めていると思います。

なぜかと言いますと、いいですか、地方自治法に定められた住民が直接請求する権利を使って、1,018名の有効署名をもって出された請求書なんですよ。片や町が、町長が、私はこれでやるんと言っていますけれども、その給食センターについては、私が知っている限りでは、正式な資料が来ないとわかりませんけれども、住民訴訟が提起されているんでしょう。ということは、その行政執行が適正でなかったといったときには、それがとまる可能性があるわけでしょう。いろいろなものを想定して考えたときに、せめてそういうデータがそろっていないと、いいですか、議会が判断をしたときに、後で法的に問題が残る部分とかというのも当然可能性としてはありますから、絶対条件として必要なものを私は言っただけです。少なくとも、私はそれがないと判断しづらい。だから、それを申し上げたんです。ですから、そこまでおっしゃるんでしたら、ぜひ動議として提出しますので、どなたか賛同者がいたらお願いしたいんですが、それを正式に求めていると思います。

議会基本条例を持っている町としては、当然住民の方の政策提言は慎重に議論してやるべきだと思いますので、これができなかつたら非常に残念、それしか言いようがありません。今たまたま、賛成の方がいましたので、議長として動議が成立したんだと思いますので、取り計らっていただきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 暫時休憩いたします。

(午前 10 時 58 分)

○議長（橋爪英夫君） それでは、再開いたします。

（午前 11 時 16 分）

○議長（橋爪英夫君） 資料配付を行います。少々お待ちください。

それでは、ただいま13番、一場明夫議員から、議案第2号 東吾妻町立学校給食調理場設置条例について、執行部への資料を請求する動議が提出されました。

この動議は他に賛成者がありますので、成立いたしました。この動議の内容は、別紙を参考にさせていただきたいと思います。

この資料請求の動議は、起立によって採決をします。

賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（橋爪英夫君） 5番、7番、8番、9番、12番、13番。

起立少数。

したがって、議案第2号 東吾妻町立学校給食調理場設置条例について、執行部への資料請求をする動議は否決されました。

議事進行いたします。

9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 今、資料請求が否決されましたので、一言、議長のほうへ動議を出したいと思いますが、最初、議長が、この件は議案調査といたしますという発言がありましたので、それにつきまして、過日、議案調査として、この給食センターの図面の資料を教育課のほうへ求めたところ、拒否されました。それは、議員に対しては任意な提出ということはわかっていますので、それはいたし方ないのかなと思いますけれども、本来、今までは、議会と執行部、議案調査で担当課に資料請求を求めたりしますと、ほとんど出してもらっていたものですから、ちょっとこれは、議案調査をするにしても、任意だからと言って拒否される可能性が十分あります。

これは、私が何で図面を、委員会の中で出されているのに求めたのかと言えば、建築確認申請がなかなか出ていなかったということで、6月27日には工事請負契約が結ばれた、そのときに提出された図面と建築確認がおりたときの図面が余りにも時間があつたんで、変更されているのではないかなという、そういうちょっとした疑問の中で求めたのですけれども、拒否されたということがあります。ですから、これから議案調査で、あすまでの間に議案調査しなければいけないんですけれども、任意だからといって拒否される可能性は十分考えられます。

そういうことで、検査権という権利が議会にはあります。これをぜひ、議会で議決を求め、そういう動議を出したいと思いますけれども、賛成の議員がいらっしゃれば、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） それでは、ただいま9番、金澤敏議員から動議が出されましたけれども、賛成者がおりますので、動議を……。

（発言する者あり）

○議長（橋爪英夫君） 暫時休憩します。

（午前11時22分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午前11時26分）

○議長（橋爪英夫君） ただいまの9番、金澤敏議員の発言については、執行部にも、ぜひ議案調査の中でご協力いただくということで、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、議事を進行させていただきます。

◎東吾妻町立学校給食調理場設置条例制定の請求代表者への意見を述べ

る機会の付与について

○議長（橋爪英夫君） 日程第4、東吾妻町立学校給食調理場設置条例制定の請求代表者への意見を述べる機会の付与についてを議題といたします。

議案第2号 東吾妻町立学校給食調理場設置条例については、地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっております。

お諮りいたします。

請求代表者、「東吾妻町大字箱島403番地1内海辰男氏」の意見陳述については、11月1日午前10時から、本会議場で陳述時間を20分以内で行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、請求代表者内海辰男氏に、明後日11月1日午前10時を予定とし、本会議場において、陳述時間20分以内での意見陳述の機会を付与することに決定いたしました。

ただいま決定された件については、地方自治法施行令第98条の2第1項の規定により、議長において所定の手続をいたします。

なお、請求代表者に対しては、意見陳述のみでありますので、あらかじめご承知願います。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第5、議案第1号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに2,938万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億904万9,000円とするものでございます。また、繰越明許費補正につきましては、統合中学校施設整備事業の追加のお願いでございます。

今回の補正につきましては、平成25年9月16日に発生した台風18号に伴う災害復旧費の追加と、町道維持工事費の追加及び住民訴訟事件弁護士委託料の予算計上でございます。

以下、歳入の主なものにつきまして、ご説明を申し上げます。

農林水産業施設災害復旧費県補助金といたしましては、農業用施設分として135万円、林業用施設分で598万5,000円の追加となっております。

また、林業用施設災害につきまして、国の災害査定を受けることになるため、林業用施設現年発生補助災害復旧事業債170万円を充当するよう予算計上しております。

そのほか、一般財源といたしまして、普通地方交付税を2,020万2,000円追加しております。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、1ページをお願いしたいと思います。

平成25年度一般会計補正予算第4号でございます。

最初に、第1条でございますけれども、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ2,938万7,000円の追加をして、総額を歳入歳出それぞれ85億904万9,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の補正でございます、内容は繰越明許費の追加でございます。

第3条は地方債の補正でございます、内容的には地方債の追加でございます。

続きまして、3ページをお願いしたいと思います。

第2表の繰越明許費補正でございますが、繰越明許費の追加でございます。統合中学校施設整備事業費のうち1億7,040万7,000円を翌年度に繰り越すというものでございます。

第3表地方債の補正でございますけれども、地方債の追加でございます。9月16日に襲来しました台風18号による災害復旧事業債の追加でございます。

続きまして、事項別明細により歳入の説明をさせていただきます。

5ページをお願いしたいと思います。

10款の地方交付税でございますが、2,020万2,000円の追加でございます。

12款分担金及び負担金ですが、15万円の追加でございます。説明欄記載の農業用施設災

害復旧費分担金の追加ということでございます。

15款の県支出金でございますが、733万5,000円の追加でございます。台風18号による災害復旧費県補助金の追加ということでございます。

21款町債ですが、170万円の追加でございます。台風18号による林道ユーシン線災害に伴う林業用施設現年補助災害発生復旧事業債の追加でございます。

以上が歳入でございます。

歳出につきましては、各課長より説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 6 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 21 目諸費でございますが、6 月 26 日に受理いたしました東吾妻町職員措置請求書に伴います公金支出差止等住民訴訟事件が提起されましたので、弁護士費用 220 万円の追加のお願いでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

続きまして、8 款 1 項 2 目道路維持費、500 万円追加のお願いでございます。町道植栗十二ヶ原線、植栗泉の大泉寺川にかかる 6 号橋で、詳細調査は来年度以降に計画しておりましたが、職員による点検を行ったところ、床版の老朽化が著しく、早急な補修、補強等、必要であると判断し、工事請負費の追加をお願いするものでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） お世話になります。

11 款 1 項 1 目の農業用施設災害復旧費でございます。9 月 16 日の台風 18 号により被災しました農業用施設の災害復旧に係る補助対象箇所 2 カ所、町単独復旧箇所 4 カ所の事業費 375 万円の増額でございます。内訳は、13 節委託料 25 万円、15 節工事請負費 350 万円でございます。

よろしくお願ひします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、2 目林業施設災害復旧費 1,043 万 7,000 円追加のお

願いでございます。やはり、台風18号による林道ユーシン線、程岩と迦葉の境で、道路部分流出による災害復旧費で、査定業務等に係る時間外手当11万2,000円、測量・設計・監理委託料150万円、工事請負費850万円、土地購入費22万5,000円、立木等補償金10万円、歳入につきましては、工事請負費で県補助金及び災害復旧事業債を見込んでおります。

次に、7ページをお願いいたします。

2項土木施設災害復旧費、2目道路災害復旧費800万円の追加のお願いでございます。こちらも、台風18号による町道1245号線、広野の路肩崩落による災害復旧費で、測量・設計・監理委託料300万円、工事請負費500万円でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。10月31日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第6、議案第3号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号の物品購入契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この物品購入契約は、東吾妻町の各小学校と東・原町中学校のパソコン教室内の機器購入で、10月22日の指名競争入札の結果、沼田市の株式会社戸部商会が落札し、物品購入額2,850万7,500円で契約締結をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（中井 充君） お世話になります。

今回お願いいたします物品購入契約につきましては、各町内の小学校と、東・原町中学校のパソコン教室内での機器購入となります。

導入いたします数といたしましては、東小学校へ26台、太田小学校へ29台、原町小学校へ41台、岩島小学校へ24台、坂上小学校へ19台、東中学校へ24台、原町中学校へ40台の合計203台となります。

契約先につきましては、沼田市の株式会社戸部商会であります。

契約金額につきましては、2,850万7,500円です。

機器の内容につきましては、形といたしましてデスクトップ型、OSにつきましてはWindows 7 Professionalでございます。CPUにつきましてはIntel Core i5になります。メモリにつきましては4GB、ハードディスクにつきましては250GB、画面につきましては17型液晶、内蔵ドライブはDVDスーパーマルチということになります。

また、附属のソフトといたしまして、マイクロソフト オフィスのワード、エクセル、パワーポイント等が添付されております。また、環境復元ソフトウェア及び授業支援用ソフトウェア、またフィルタリングソフトウェア等が附属となります。

また、保証につきましては5年間で、技術出張修理が含まれます。

また、各学校の設定につきましても、ネットワーク環境の設定をしていただくということになります。

以上のとおりでございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。10月31日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第7、議案第4号 工事請負契約の変更締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年5月より実施しております原町中学校校舎改修Ⅰ期工事につきまして、工事請負契約金額に変更が生じたので、当初契約金額1億4,595万円を401万1,000円増額し、1億4,996万1,000円に変更契約締結をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長（中井 充君） 工事請負変更契約の締結について説明いたします。

今回お願いいたします変更契約につきましては、5月より着手しております原町中学校校舎改修工事につきまして、おおむね仕上がる状況となりました。工事変更内容がまとまりましたので、請負金額を1億4,595万円から401万1,000円追加し、1億4,996万1,000円の契約の締結をお願いするものでございます。

変更内容で大きく変わった部分について、ご説明いたします。

1番大きく変わった部分につきましては、1階から4階までのトイレ改修が主な変更となっております。当初は、トイレの外壁や床は既設のまま使用するということといたしておりましたが、工事に入り壁等を確認したところ、外壁のタイルや壁が剥離しておるため、これにつきましては、全体的に補修をしたほうがよいということで、全体的に回りの壁を補修し、化粧鏡等を設置するよう変更いたしました。また、床につきましては、今までは水を流して掃除するコンクリートの床でございましたが、水を使わずにモップ等で清掃できるよう床のかさ上げを行い、塩ビ製のシートを張り、そういった形の変更をさせていただきました。このトイレ改修に係る部分が、主な今回の変更の部分となります。

また、その他の変更の箇所といたしましては、音楽教室の床につきましては、全体を改修する予定でしたが、これにつきましても、点検、確認したところ、既設の床が使える部分があったものですから、これにつきましては、使えるところは残し、必要な部分を改修ということの変更をいたしました。

また、増築部分におきましては、エレベーター棟の増築に伴う基礎工事におきまして、掘削をいたしましたところ、既存の使用していない浄化槽があったものですから、これら支障となる部分の解体撤去、処分ということが大きな変更の部分となります。

その他につきましては、外壁の石膏ボードを、防水仕様から室内であるため防水なしの材料と変更したりということが、主な変更となります。

以上ですが、請負契約の変更締結をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。10月31日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（橋爪英夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議員各位にお願い申し上げます。

本臨時会に提案されました議案につきましては、時間を有効的に活用し、十分調査くださるようお願い申し上げます。

執行部におかれましても、ご協力をお願いいたします。

なお、次の本会議は11月1日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時47分）

平成25年東吾妻町議会第5回臨時会

議 事 日 程（第2号）

平成25年11月1日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第 2号 東吾妻町立学校給食調理場設置条例について
第 2 議案第 1号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）
第 3 議案第 3号 物品購入契約の締結について
第 4 議案第 4号 工事請負契約の変更締結について
追加日程第 1 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	橋 爪 英 夫 君	2番	佐 藤 聡 一 君
3番	根 津 光 儀 君	4番	樹 下 啓 示 君
5番	山 田 信 行 君	6番	水 出 英 治 君
7番	轟 徳 三 君	8番	茂 木 恒 二 君
9番	金 澤 敏 君	10番	青 柳 はるみ 君
11番	須 崎 幸 一 君	12番	浦 野 政 衛 君
13番	一 場 明 夫 君	14番	菅 谷 光 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	高 橋 啓 一 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	松 井 秀 之 君

産 業 課 長	丸 山 和 政 君	建 設 課 長	加 辺	茂 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟	馨 君
教 育 課 長	中 井 充 君			

職務のため出席した者

議会事務局長	田 中 康 夫	議 会 事 務 局 長 議 係	水 出	悟
--------	---------	--------------------	-----	---

地方自治法第74条第4項の規定により出席をした者

条例制定請求代表者 内 海 辰 男 君

◎議長挨拶

○議長（橋爪英夫君） おはようございます。本日はお世話になります。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されるようお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しく
ださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） ただいまより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎議案第2号の意見陳述、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第1、議案第2号 東吾妻町立学校給食調理場設置条例について
を議題といたします。

本件については、去る10月30日、議案調査としてあります。

これより、条例制定請求代表者であります内海辰男さんに、地方自治法第74条第4項の規定に基づき意見を述べていただきます。

内海辰男さんにおかれましては、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。
ます。

それでは、意見陳述者、内海辰男さんは、登壇の上、意見陳述をお願いいたします。

(条例制定請求代表者 内海辰男君 登壇)

○条例制定請求代表者（内海辰男君） 意見陳述書。

議会の議決により直接意見を述べる機会をつくっていただき、本当にありがとうございます。私は人前で話すことになっていませんから、議員の皆さんにわかりやすく説明できる自信がありません。

それでは、早速本題に入ります。

内海に請求書はつくれるわけがないだろうと言っている職員や議員がおります。きょうも、役員全員で知恵を絞ってつくった原稿をもとに、自分なりに精いっぱい説明させていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

また、議長の許可を得て、過日新聞折り込みをしたチラシをお手元に配付してありますので、参考にしながらお聞きください。

さて、私たちが今回の直接請求をさせていただこうと考えたのは、町の給食センター計画を知って、3つの納得できないことがあったからです。1つ目は、本当に学校給食法の安全基準が守れて、将来を担う子供たちに安全でおいしい給食を提供することが最優先で考えていられるのか。2つ目は、何で町の中央部から大きく外れた、配送効率が悪く、運営費がかかると思われる矢倉地域につくるのか。3つ目は、財政が厳しい町なのに、何でこんなに大きな面積で多額の建設費をかけるのかということでした。

みんなで相談した結果、今回提案させてもらった単独校方式が、子供たちにとって、さらに将来負担比率が県下一で一番高く、実質の借金比率が県下で4番目に高い、厳しい財政状況のこの町にとって、一番いいのではないかと考えました。そこで、第1弾として、中学校を統合するときに単独調理場をつくり、廃止することになっている食堂を2階に建設する案が浮上しました。それ以外は、現在ある4つの調理場を当面何とか活用して、古くて対応できない施設があれば、原町の調理場もしくは太田の調理場に対応することができるのではないかと考えました。その後は、そう遠くない時期に行われると思われる小学校や幼稚園の再編に合わせ、不要になった調理場から順次廃止していく方法が最も合理的であり、子供たちにとって一番よい方法だと思っています。

この方法なら、給食の素人である私たちが考えただけでも、都市計画法による許可が要らない。食堂があれば各教室への配送の必要がなく、生徒同士のコミュニケーションや交流の場なども確保でき、食堂も多目的に利用できる。調理場も小さくて済み、建設費も大幅に節

減できる。配送車が不要で配送経費がかからず、施設長も校長が兼務できるので運営費も抑えられる。現在ある施設の食器などはそのまま利用でき、不要になったものから廃止すれば無駄がない。調理した物を短時間のうちに食べることができるので、適温でおいしい、安全な給食が食べられ、食器類の回収も効率的にできる。専用の献立にできることから、中学生を対象にしたカロリーや味つけができ、給食の理想に近づけられる。教職員との連携ができ、生徒が日常的に調理場に接することにより、より適正な食育が進められる。食中毒のリスクが大幅に減る。食物アレルギーを持つ生徒に対してより細かな対応ができる。調理にかけられる時間がふえ、冷凍や加工品に頼らず手づくりが可能になり、献立のバリエーションもふえ、給食費の抑制や地産地消につながる。原町調理場との連携により、適正な食品管理やトラブルの際のリスク回避など、応急対応ができる。学校が避難場所になっているので、緊急時の炊き出しなど、容易に可能になる。急に授業が変更になったときなどの対応がとりやすく、無駄がなくなる。配送車が要らないので交通事故や故障などの心配がない。このようにざっと挙げただけでも、15項目程度のメリットは考えられます。

これまで、前置きとして形式的な話をしてきましたが、これからが本番になりますので、本音で私たちの考えを言わせてもらいます。

私たちの仲間は、これまで中学等対策特別委員会や本会議の傍聴をしてきましたが、矢倉につくる給食センターは、ここがいいので賛成しますという議論は、これまで聞いたことがありません。それだけに、議論しないままに、もう町は進めているんだから今さら反対できないという感じで進んできてしまったように感じるのは、私だけではないと思います。私は、議長と事務局長さんが議会で意見を述べる機会を持ってくれる調整に来てくれたときに、特別委員会などでしっかり議論して判断してもらうことを頼んだので、期待をしておるといふ傍聴に来てみて、がっかりしました。慎重に議論し、判断をしたいからと議員が資料提供を求めるのに対し、町がそれに応じないばかりか、議員の多くは資料は要らないと、資料提供を求める動議を否決してしまいました。果たしてそれで本当に、私たちが提案する独立校方式がいいかどうかについて真剣に議論していただいた上で判断していただけるのか、大きな不安を感じざるを得ませんでした。私たちは、あくまで町としての正式決定がないことを踏まえてこの提案をしているのですから、議会としては、町の給食センター計画が既に進んでいることはないものとして、純粹に提案内容を調査・研究をして、十分な議論をしていただいた後に判断してもらうことが大前提だと思います。仮に工事契約を締結してでも、着工する前に正式に条例改正をしなければ、条例改正をしないで税金を上げるのと同じだと思われ、

町のやり方はどんどん勝手に進んでおいて、後で議決を求めるのと同じだと思われます。少なくとも学校統合のときはそのルールを守ったのに、なぜ今回はしないのかわかりませんが、現在の条例では4施設で学校給食をすることが決まっているのですから、町のセンターは条例に反してつくっていることは明らかなだと思います。

町長は意見書で、既存の原町調理場では統合中学分の給食は賄えない、原町小中学校敷地内にバスの駐車場と回転場、職員や保護者の駐車場と給食センターをつくることは不可能、給食センターに関して議会の意見を明白に示してもらった、原町中学校の敷地内には調理場を建設する用地が確保できない、設計から建設まで期間内に実施するのは不可能、給食センターが経済的で提案した内容は将来にわたり多額の費用がかかる、町が進めている給食センターは国庫補助金や臨時交付金の基礎になっている、別な調理場建設には補助金が出ないといった趣旨の主張をされて、私たちの議案に反対の立場をとっていますが、もう町が進めているのだから新しい提案を受け入れられない理由づけをしているようにしか感じられません。

ただ一つ、統合中学と併設できることが一番いいと考えたがと、本音が書いてあります。私たちが言いたいのはまさにそのことなんです。町は法律でできないという内容の資料を議会に出し、次にはバスの回転場、保護者の駐車場が必要と説明し、これを信じた議員が設計など一般的に進められて後戻りできない状態になってしまったことは、容易に想像がつきます。その後、議員の指摘で、町長は、法律でできないというのは間違いだったことを最終的に認めています。私たちには、これがきっかけでずるずると給食センター計画が進んでしまったように感じられてなりません。町長が本当に隣接がよいと考えたのであれば、誰が考えても、学校にとって給食施設を優先されることは明らかなですから、なぜそうしなかったのか理解できません。議員の皆さんも、本音は、できることなら多くの方が原町につくるほうがベストだと思っているのじゃないでしょうか。だとしたら、たとえ用地を買ってでもそこにつくることを考えるべきだったと思いますし、私たちの検討では、専門家にも聞いた結果、工夫すれば全ての施設の立地が可能だという結論になりました。

新聞によれば、給食センターの設計のプロポーザル・契約方法、予算の目的外使用などの問題で住民から町が訴えられており、さらにまた、工事を含めて法的に問題がある町のやり方に対して住民監査請求が出されていると聞いています。私たちの署名活動においても、町に存在する幹部職員から制圧されて妨害行為を受けた報告がありますが、この行為は4年以下の懲役もしくは禁錮、または罰金100万円以下に相当する行為であり、地方公務員法に反すると思われます。さらに、ほかにも町の職員から署名者が非難されたなどといった報告が

ありますので、組織的な関与がなかったか、現在調査を進めています。これは民主主義、地方自治の根底を揺るがす、絶対にやってはならない事件だと思い、私が代表として、直接町長に当事者の処分を求める請願書を出しました。

こうしたもろもろの前提の中で、町長の意見のまとめでは、給食センターを矢倉地域に整備する町の方針を変更すべき合理的理由がないと書いてありますが、判断が司法の場に移っている以上、住民の訴えが認められれば、給食センターをつくれなくなってしまう可能性もあるのだと思います。また、本来、町長は請求された独立校方式そのものに対する意見を付することは常識だと思われませんが、ほとんどそれに触れていないことから、適正を欠く意見書と言わざるを得ません。

私たちは議会を決して非難するつもりはありませんが、町民から選ばれた、二元代表制の一端を担う議会を構成する常識ある議員の皆さんが、こうした状態の中で、議論が十分なされないままに、本日私たちの提案の判断をしてしまうのだけは避けていただきたいと思います。それでは結果がどうあろうと明らかに時期尚早であり、適正な判断とは思われず、後で後悔するにつなかりかねません。決して先延ばしのために行っているのではありませので、ぜひとも一旦立ちどまって、栄養士を初め専門家、さらに保護者などの意見を聞いた上で、特別委員会などで私たちの提案について真剣に調査・研究して、しっかり議論を尽くされ、後で問題が生じないタイミングを確認してから議決してくださいませようお願いします。その結果、私たちの提案が悪いと判断されたのであれば諦めますが、決してそんなことにはならないと、かたく信じています。

以上、勝手に気にさわることを言ったかもしれませんが、私たち、1,000人を超える町民の心からの願いを述べさせていただき、私の意見陳述とさせていただきます。今後、何十年も毎日使う大切な施設なので、吾妻荘やふれあいの郷温泉センターなどのように後世に負担を残すことがないように、将来を見越した大局的な見地から判断をしていただきますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君）　ありがとうございました。

内海さん、自席に戻ってください。

以上で、条例制定請求代表者の意見陳述を終わります。内海辰男さんにおかれましては、急な通告にもかかわらずご出席をいただきましてありがとうございました。ここで退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

（条例制定請求代表者　内海辰男君　退席）

○議長（橋爪英夫君）　ここで、質疑を行います。

9 番、金澤敏議員。

○9 番（金澤　敏君）　きのう議案調査をいたしました。その中でいろいろ説明を聞いたんですけども、そのときは、ああ、そうなのかと思ったことなんですけれども、家に帰ってまた数字等を合わせてみたら、あれというようなものがあって、もう一度この場所でちょっとお聞きしたいんですけども、町長の意見書の中で、5 中学校分が賄えないという表現がありました。それで、きのう教育課で聞いたところ、じゃ、5 中学校が統合して、あとそこへ、これは原町調理場の件なんですけれども、そこで原町小学校と岩島小学校と原町幼稚園、岩島幼稚園を賄います。それプラス、きっと教職員の数だと思うんで、それが940人ぐらいでしようというようなことを聞いたんですけども、この辺の数字の根拠をもう一回しっかり教えていただきたいんですけども。

○議長（橋爪英夫君）　教育課長。

○教育課長（中井　充君）　おはようございます。お世話になります。

昨日、調査のときのとおりのことですが、原町中学校に統合した場合と、あと原町の小学校、幼稚園と、岩島の小学校、幼稚園ということでのことになるかと思います。およそ940人ぐらいかなということでお話はさせてもらいましたけれども、幼稚園につきましてもいろいろ人数等の出入り等があったり、職員等についても出入り等があったりすることなものですから、およそまあそのぐらいかなということで話をさせてもらいました。

○議長（橋爪英夫君）　9 番、金澤敏議員。

○9 番（金澤　敏君）　これは、教育課としましては、教職員は大体どのくらいに見ているんでしょうかね。私は大ざっぱに100人ぐらいかななんて思ったんですけども、これを超えますかね。その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（橋爪英夫君）　教育課長。

○教育課長（中井　充君）　教職員の人数につきましてはちょっと資料を持ち合わせていないんで、100人になるかどうか、その辺はちょっとわかりません。

○議長（橋爪英夫君）　9 番、金澤敏議員。

○9 番（金澤　敏君）　私も本当につかんでいないんで、大ざっぱで、大づかみで100人ぐらいかなと思った、まあ100人前後ぐらいじゃないかと、こう思います。今の統合中学校と原町小学校と岩島小学校、あと原町幼稚園と岩島幼稚園ですか、その数がね。これは前後でいいと思うんですよね。

私が27年度にはどのくらいの生徒数があるか、教育課が出された数字をちょっと計算しますと、中学校で358名、原町小学校が221名、岩島小学校が80名。原町幼稚園がちょっとわからなかったんで、きのうちちょっと聞きましたらば、現在が67名いるそうです。岩島幼稚園に関しては23名いるそうです。ですから、27年度になれば、きっとこれよりずっとふえるなんてことは考えなくて、基本的には減るだろうなとは思っています。それを総合しても749名ということになります。それで、教職員の方の100名前後を足すと、849名という数字が出てきます。原町調理場ですら900名対応ということになっていますんで、町長が意見書の中でしっかりと、5中学校を統合すれば原町共同調理場では賄うことが不可能ですと、こうしっかり決めつけて書いてあるんですけども、900食対応の原町共同調理場であれば、今の数でいけば、私がざっと計算しただけで850名、賄えるんじゃないのかなと思うんですけども、ここに意見書としてしっかりと書き込んだ根拠を、もう一回ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 給食、原町につきましては当時、多くいたときにそのくらいの人数をつくっていたということですけども、その当時と現在とつくる内容のものも変わってきているものですから、それについては総合的に賄えないということでの判断です。

よろしくをお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） じゃ、今対応できる数というのは幾つなんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） メニューにもいろいろよりけりなものですから、最高で今、じゃ幾つかということはちょっとここではわかりません。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） そういうものが根拠としてこの意見書の中に、文言に入ってくるわけでしょう。今は、じゃ仮にですよ、800しか対応できない、だから840じゃ無理ですよと、そう言うんだったらわかるんですよ。何もわかっていないじゃないですか。私なんかが栄養士の方に聞いたときには、この施設は900食対応ですよという答えをもらっているんですけども、それは教育課と栄養士さんの考え方が違っているということによろしいんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 現在資料を持ち合わせていないので、はっきりしたことはわかりません。

○議長（橋爪英夫君） 9 番、金澤敏議員。

○9 番（金澤 敏君） これは重要なことなんです。町長のこの条例案に対しての意見書、その柱になっているわけじゃないですか。賄えないから岩島に給食センターをつくらなきゃいけないんだという根拠になっているわけじゃないですか。担当課が、数字がわかりません、そういうことで町長がこの文章を書いたということは、町長に対しても失礼なんじゃないですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） その辺の部分につきましては、ちょっとこの席ではわからない部分もございますが、基本的には、昨日の議案調査等でおっしゃっていただければ、それなりの資料というものが現場にございますので、ある程度できますが、本日ここにおいて、そういう資料等を持ち合わせてございませんので、細かい部分についてはわからないという部分が出てまいりますので、その辺につきましてはよろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9 番、金澤敏議員。

○9 番（金澤 敏君） ですから、私どもも本当に、こういう重要な問題ですから、会期を3日ではなく、もっと長くしなければ、調査・研究ができないじゃないかというようなことは、この議会の中であったんですけれども、基本的にはそれが否決されたものですから、1日、短時間の中で調査しました。ただ私も、940食ですよと課長が答えたものですから、ああ、そうなのかなとそのときは思って、家に帰って、子供たちの人数の推移表を見て計算していったら、あれということがわかってきたわけですよ。これが本当にあれですよ、もうちょっと調査・研究の日程が長くあれば、いろいろなことがもっとわかると思うんですけれども、今の時点では、ここまでおかしいぞというような数字が出てきたということであります。ですから、今教育長がおっしゃったように、そのとき言ってくれば数字が出せたのにと、そう言われても、家に帰ってからその数字が私の中でもつかめたということなんで。ただ、町長の意見書の中にしっかりと書いてあるということは、教育課としてはつかんでいるんでしょう、ちゃんと。積算としてのちゃんと940というものがあるんでしょう。それを示してくださいと言っているだけなんです。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 会期の日程の部分につきましては、私のほうに言われてもお答えすることも一切ございませんし、私のほうを向いて言われること自体が何なのかなというふうに感じます。また、先ほども申しましたように、基本的には議案調査の中で、現場で資料がそろっている部分でご質問等をいただければ、資料がそれなりにございますので、そういう部分では、ある程度細かい部分でのご説明という部分ができますけれども、この場においては資料等を、細かい部分のを持ってきてございませんので、くどいようではありますが、詳しい部分についてはお答えできないということでよろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9 番、金澤敏議員。

○9 番（金澤 敏君） では、町長にお聞きしますけれども、町長のこの意見書の中の「5 中学校分の給食を賄うのは不可能」ですと、既存の原町調理場では。これはどこから、その数字を見て判断してここに書き込んだのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 請求されました条例制定におきましての、提案理由の説明の中の話だというふうに考えておりますけれども、そのような説明は、全て基礎数字等を積み上げた中で判断をして申し上げているものでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9 番、金澤敏議員。

○9 番（金澤 敏君） ですから、その基礎数字をお知らせくださいと言っているわけです。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、今、教育課のほうからのご答弁申し上げたとおりでございまして、よろしくその点はご了承、ご容赦をお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9 番、金澤敏議員。

○9 番（金澤 敏君） この件に関しては、もうこれ以上言っても出てこないでしょうから、次の点に移りたいと思いますけれども、これも意見書の中に書いてあって、センターを1つにするほうが経済的であるということを書いてあります。どのくらい経済的に浮くのか、この町の財政を楽にしていけるのか、その辺の基礎数字というのをちょっとお知らせください。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 基本的に、一般的に考えまして、4つの調理場の部分と1つのセンターという部分につきましては、人数的にもある意味、合理的になりますけれども、人件費の部分。また、お湯を沸かすのでも、4つに分けて沸かすのと1つで分けて沸かすのという

部分につきましては、基本的にカロリーも多くなるかなというふうに考えます。いずれにしても、基本的には4つを1つにすることによって合理性というものが生まれるというのが一般的に言われていまして、細かい数字という部分につきましてはございませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） では、センター化したときに、配送車やドライバーの賃金及び燃料代等がありますよね。こういうのを、じゃ20年、30年という長期スパンで考えたときに、どのくらい財政的にかかるのか、こういう数字は持っているでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 特別委員会の中で資料等はお示ししてありますので、本日は持ち合わせてございませんが、さほど変わらない資料だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） ガソリン代というか燃料がこのくらいかかるだろうというような数字は資料としていただいていますけれども、配送車を購入し、こういうトラック系のものはきっと1年に1回車検をとらなければいけないとかいうことがありますよね。そういうものや、やっぱり運転手が必要ですから、その人たちを確保しなければいけない。そういうことがどのくらい、じゃ年間かかるのかは、この資料からはちょっとまだわからないものですからお聞きしたんで、ぜひその辺の数字をお知らせください。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） くだいようでございますが、今の段階ですと特別委員会にお示しいたしました資料という部分で、細かい部分の数値等については把握してございませんので、よろしくお願いいたします。また、配送という部分でございますが、現在、共同調理場でやっている部分につきましては、原町共同調理場でつくっていても、小学校に運ぶという部分につきましては車で配送しています。岩島も車で配送しています。車につきましては現在も配送していますので、その辺につきましてはある程度、1カ所にすれば車の配送台数は減少になるのかなというふうな部分は見込まれますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 今、配送車が使われているということで説明がありましたけれども、じゃ仮に、この給食調理場の単独調理化を進める会の提案のように、原町中学校に単独の調理場をつくった場合との、その経費のかかる計算、その辺はシミュレーションしてあります

か。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 給食センターにつきましては、提案をし、ご議決をいただきましたので、それに基づくものはしてございますが、原町中学校に単独調理場をつくるという部分につきましては、町といたしましては考えてございませんので、それらの比較という部分、どのくらいかかるかという部分はしてございませんので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 何か時間も大分迫ってきたんで、この問題に関して、もし関連で質問していただける方があれば、またその方に譲って、私がもう1点聞きたいことがあるんですけども、今度は駐車場の件なんです。これもきのう初めて資料をいただきました。こうやって図面を見ますと、49台分駐車スペースを確保して、バスが9台分というような、これは旧原町小学校体育館と原町給食調理場を取り壊した後につくるという駐車場の図面なんですけれども、年に10回もない、こうやってご父兄やら保護者を呼ぶ事業ですね、そういうことがないのに、そのときはきっとバスの駐車場のところにも乗用車が入るということになると思います。きのうの説明で150台ぐらいは確保できましたというような課長からの説明だったんですけども、この本当に150台という根拠、もう一回きょうお知らせください。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） きょうの説明をしたとおりでございますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） これも意見書の中にしっかりとそこは、送迎スクールバスを行う計画であり、バスの駐車スペースと回転場並びに小学校も合わせた保護者や先生の駐車場の確保ということを書いてあるんですけども、ということはですよ、何か行事があるときに、保護者が来てもしっかりとめられる場所がどうしても必要ですから、ここを駐車場にするんですよという説明ですよ。私はどうしてもこう計算して、原町中学校の裏側にも31台ぐらゐとめられる図面をもらっていますけれども、それと合計しても、あとバスのところに車をとめられるということをやっと計算してみたんですけども、せいぜい126台、学校の裏にある31台分を含めても126台ぐらゐしか、まあこれは約ですけども、多少前後はあります。置き方によっては、私は128台ぐらゐ置けるかなというような、いろいろシミュレーションをしてみたんですけども、これじゃ、何のためにここへ駐車場をつくるのか。いろいろな

行事があるときに保護者が来るから駐車場がどうしても必要なんだという説明の根拠が崩れるんじゃないんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 駐車場を確保するのに保護者の駐車場が確保できないという、まあ回転場も含めて駐車場をつくるわけでありますので、これでいっぱいになるかいっぱいにならないかという部分につきましては、学校の行事等、また参加率等によりますが、基本的には、中学校の駐車場といたしましても、現在の原町中学校の駐車スペースでは、やはり中学校の行事等に不足しているというのをお聞きしております。そういう意味で、中学校を5校を1校にするわけでございますので、駐車スペースとしてはなるべく広いという部分のものを確保していきたいということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 今、150台というのが、一応教育課で出している数字ということになっています。行事があるときどのくらいの出席率があるか、保護者。それに対しては大体7割ぐらいじゃないかというのが、きのうの議案調査の中で課長がおっしゃった数字です。子供が360人として計算すれば、7割だと252人、それで兄弟等がいて多少ダブる数字を抜いても、今少子化ですから、そんなに兄弟が近く、3年生にいて1年生にいるなんていう家庭は少ないらしいんですね。私の息子の時代でも5組ぐらいしかそういう家庭がなかったということを考えれば、ちょっとそれでも多く見積もって230人ぐらいと考えます。私が、この町長の意見書の大前提である、父兄の駐車場をどうしたって確保しなきゃいけないんですよと書いてあるのに、私が計算したら大体126台から128台。それで何か行事があって7割ぐらいの保護者が出てくるとなると、230台ぐらい集まる。大体100台足りないんですよ。大前提である保護者の駐車場を確保するんですよということが、それでも崩れるんですけれども、この100台はどうするんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 現在の用地の中で、最大に駐車場を確保していきたいということで駐車スペースを設けさせていただきます。その他の部分につきましては、それぞれ学校等でお知らせをしながら、やはり近所の部分につきましては乗り合わせていただくなりのお知らせをしながら、なるべく合理的な部分で出席するようにお願いをしていくと。確保できる土地は限定的でございますので、無限に、200台要だから200台確保するという部分につきましては、そう簡単に事業としてできませんので、いろんな形を考えながら、なるべく駐車で

きるスペースを確保したいということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 時間がないんで、少し最後までとっておこうと思いますので、もうそろそろやめますけれども、私が出した大前提の128台というのは、先生の車の駐車は考えないで、そこも全部保護者が入るということを考えて出した数字です。ということは、先生たちはそういう行事があるときは、どこかほかのところへ確保しなさいというようなことになるのかな、まあそれはそのときの事情によって違うでしょうけれども、保護者の駐車場を確保しなければいけないと言いながら、それがしっかりと確保できていない。それはそうですよ。200何十台も150台も、ぽかんとふだんはあけておくなんてことは不合理ですよ。そんなことを考えること自体が、本当はおかしいんじゃないかなと私は思います。いろいろなところの学校等を調べてみますが、そうやって行事があるときには、校庭やグラウンドにとめさせてもらうというようなことをしている。年に10回もないような行事のために、100台です、ね、せいぜい、すみません、126台分を確保しておくなんてことは、それ自体が不合理だと私は考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） お話としてお伺いしておきます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 私も、町長がここに貴重な意見書をつけていますので、この辺を中心にお聞きしたいと思います。

きのう教育委員会事務局に議案調査に行きました。金澤議員もたまたま一緒に聞いていましたけれども、その中で全くわからない部分がいっぱいありましたので、町長にお尋ねします。

最初、町長は最終的にこの意見書で、給食センターを矢倉に整備するという町の方針を変更すべき合理的理由がない、これを理由に反対の意見書を最後までとめていますけれども、この問題は、町は計画がないという前提で提案されたものに対して、白紙の状態です。十分検討した結果をもとに是非の意見を付すべきだと私は思うんですが、どうも違っているように感じられます。これが出されて、町として、こういった直接請求という大事な政策提言ですので、当然真剣に検討していただいたものだと思いますけれども、どのような検討機会を持って、何回ぐらい検討して、その結果どんな意見が出されてこの意見書になったか、それを明確にお答えいただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては議会の皆様の議決をいただいて、事業を既に着工し、逐次順調に進めているものでございまして、その後、単独調理場化を進める会の皆様のご提案が出たということでございまして、その後のお話だというふうに考えております。正確には、今おっしゃったような、何回どこでどのようにとかというような話もございますけれども、これにつきましては逐次関係者を呼びまして検討を続けたということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 10月15日からこちらの話です。もうちょっと具体的にちゃんと説明してください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お答えいたしましたように、逐次関係者を呼んで、協議、検討をしてきたところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） すなわち、みんなで関係者が寄って、これがいい、これが悪いという判断をした経緯はないと。町長が関係者を呼んで、何というんですかね、この意見書をつくったと、そういうふうに理解すればいいんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） いつもこういうものは、関係課長、担当者等の介する中で行っておりますので、通常の状態でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） いいですか。直接請求という重い政策提言を受けているんですよ。そんな程度の検討で、十分関係者も寄らない、給食の専門家も寄らない、そういったものがちゃんと検討なされないで、こんな意見書が本当についているんですか。もう一度確認します。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 既にお答えいたしましたけれども、給食センターにつきましては、正当な民主的な手続をとって議会の皆さんに十分ご説明いたし、そしてまた、特別委員会でもしっかりとご審議をいただいて、工事に着工して進めているものでございますので、よろしくお願いいたします。

（「そんなことを聞いているんじゃないんですよ。この政策提言に対し

てどういうふうに検討したかと聞いているんです」と呼ぶ者あり)

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その件につきましては、今お答えいたしましたように、課長等関係者を含めて十分に検討いたしましたところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。十分検討した結果がこの意見書だということですね。ただし、みんなで寄ってしっかり議論をした経緯はないと、そういうふうに理解しておきましよう。わかりました。すなわち、それをもとに町長がこれをつくったんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 通常の場合、こういうものは、今申し上げたような課長、担当者等を集め、お互いに協議しながらこういうものは作成しているものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。何で聞いたかという、課長に聞いたんでは全く内容がわからないんですよ。だからきょう町長に聞いているんですけれどももしかしたら町長がつくっているのかなと思って私は心配しました。でも、そう言うんであったら、それで結構です。

では、次に行きますけれども、今、住民訴訟が提起されているというふうに聞いていますけれども、住民の、簡単に言えば訴えが認められれば、町が今言っている、町長が言っている給食センターというのはできなくなる可能性があるのかなと思いますけれども、どうなりますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この事業につきましては、先ほども申し上げましたように、総合計画の中にも示された課題でございまして、議会の皆様にご提案を申し上げ、そして協議をいただき、そしてご議決をいただいている事業でございますので、町といたしましては、この路線に沿ってしっかりと進めていくということでございます。

（発言する者あり）

○議長（橋爪英夫君） では、一場明夫議員、カウントしませんので、もう一度。

○13番（一場明夫君） 簡単に聞いたつもりです。住民訴訟が提起されていますけれども、住民の主張が認められれば、この町長が言っている給食センターはできなくなる可能性があると思いますけれども、どうなるんですかと聞いたんです。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 同様の答えでございます。

（「答えてください。どっちかでしょう。イエスかノーか。簡単じゃないですか。大事なことですよ。こんな大事なことを決めるんですから、答えてもらわないと進みませんよ、本当にきょうは」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 答えたとおりだと言っていますけれども。

（「答えになっていないんですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） それでは、一場議員に申し上げます。ここでちょうど11時になりましたので、休憩をとりたいと思います。

11時10分まで、この時計で休憩をします。

（午前11時00分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

（「答弁は……」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 一応言うだけ言ってください。

○町長（中澤恒喜君） 同様の答えでございます。議会でご議決をいただいたとおりにしっかりと事業を進めてまいります。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 質問の内容に答えられなければ答えられないと言ってください。答えたくないでも結構です。

（「今のは何、質問ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質問です。

○町長（中澤恒喜君） 同様の答えでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 残念ですけれども、私の質問が理解できないんですかね。私は簡単に言っているつもりなんですけれども。もう結構です。多分答えられない、答えたくないんだというふうに解釈したいと思います。

では、次に行きます。今、町長は総合計画の基本方針、これに選択をすることが提起されていると、だからそれに従って着々とやっているんだという説明をされましたけれども、町の総合計画の事業実施に当たっては、3年間ずつの具体的な実施計画を毎年策定して、これで事業を計画的に進めていく、要するにローリングをしているんだと思いますが、これに給食センター事業というのは前後を見ても全く掲載されていないんですよ。計画に位置づけられていないものを、今回突然実施したということになると思いますけれども、町長が言う総合計画に基づいて実施していることにはならないんじゃないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 実施計画というものは、基本計画に定められたものを、その時々町の状況あるいは財政状況、予算等を踏まえて、早急に実施するものがあればのせるし、しなければならぬものがあれば、できるものがあればのせるし、そういうふうな性格を持ったものが実施計画でございますので、そのような考え方で行っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） のせる必要がなかったからのせなかったというふうに言ったんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その状況の中で実施できるものがあればというふうに表現いたしました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） こんな6億近くもかかる大事業がのらないはずがないじゃないですか。教育課長は落としたと言っているんですよ。でも町長はのせる必要がないからのせなかったと言っているのかもしれませんが、町が総合計画の実施計画をもとに予算編成をみんなしているんですよ。こんなことがありますか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 何か表現の違いだと思いますけれども、私が解釈しているのは、実施

計画とはそういうものでございますので、その時々、まあ言い回しがちょっと違ったのかなというふうな気もいたします。そういう点は説明不足だったのかなというふうに思いますけれども、そのような考え方で、実施計画、アクションプランということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 今言ったことはわかりますけれども、要は、私が承知する限りでは、基本計画があつて、それを実現するために実施計画をつくって、それをもとに予算編成をして、毎年ローリングしているんですよ。それに入らないなんてことはあり得ないんですよ、こんな大事業が。ということは、その程度の認識で実施計画をつくっているということになってしまいますけれども、そういう解釈でよろしいですか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのようなことはございません。一場議員のそれは一つの捉え方でございますけれども、私どもはそういうふうには捉えておりません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） いや、ここに総合計画にと書いてあるから聞いただけで、それではやはりきちっと位置づけられたことにならないんですよ。その辺のところは解釈の違いなんという話じゃなくて、現実にはそういうことだと思いますので。

時間の都合もありますので次に行きますが、先ほど金澤議員がちょっと聞きましたが、私もいつて聞きました。既存の原町調理場では5中学校分の給食を賄うことは不可能、こういうふうに記載されていますよね。私がここに計算した試算表を持って、もらった資料でいったら900弱なんですね。900可能と私も聞いていますので、何でできないと言っているのか理解できないんですよ。町長、教えてください。教育課ではわからなかったんですけども。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、金澤議員のご質問にもお答えしたとおりでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 重複しても結構ですから、もう一度答えてください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、基礎数字等のものでございます。今ここでそ

の資料等もございませんので、はっきりと申し上げることができません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） あり得ないんですよ。これをつくっているんですよ、はっきり。それをもとに私たちはきょう判断をしようと言っているんですよ。その基礎数字がないから説明できない、こんなことはあり得ないと思いますよ。こんな答弁で納得できる人がいますか。まあ私以外はできるのかな、よくわかりませんが。まあ聞いているのは私だけですから、私が相当拡大解釈してもちょっと納得できないんですけれども、本当にそういう解釈ですか。その程度でこれを書いているということですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ですから、ここでいきなりそう言って数字的なものをおっしゃられても、確認ができないということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。じゃ、教育委員会で確認して、十分賄える可能性があるということも話の中で出ましたけれども、ここに書いてあることは、そうすると余り適当な表現でなかったというふうに理解しておきましょう。これ以上言っても仕方がないんで。

次に行きますけれども、町長はこの意見書の中で、統合中に、先ほど言ったんですかね、併設できることが一番よいと考えたが、スクールバスの駐車場と回転場並びに小学校も含めた保護者や先生の駐車場を確保しなくてはならないので、給食センターと駐車場建設は不可能というふうな表現がここにありますけれども、普通に考えれば、町長が考えているように、それを優先、これが一番いいと言っているんですから、何でそれを優先しなかったか理解できないんですけれども。これは町長が答えられると思うのでお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これは議会等の説明で以前から十分にお話をしていると思いますけれども、やはり統合になりますとスクールバスを使用しての登校・下校ということでございます。一時期に9台以上のバスが集中するのでございます。いかに安全・安心の通学を確保するかというのが、第一の問題でございます。路上でバスを9台以上とめて乗りおりするということではできないのでございます。そういう点からして、やはりバスが回転できる回転場等が絶対に必要な条件でございます。これをまず満たすことから、今回の調理場の関係は出発をしたところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 私がここであえて聞いているのは、統合中学に併設できることが一番いいと考えたがという言葉は、初めて実際に私は聞いたような気がするんですよ。だから、町長の基本の中にはそういうものがあったんだと思うんです。私も誰もそうですけれども、給食施設、これが学校にとって駐車場だとかバスの回転場より、私は少なくとも優先すると思っているんですよ。だから、なぜそれを優先して考えてやらなかったかを聞いているんです。もっと言えば、給食の施設をつくってバスの回転場も、私がいろいろな人に相談して、専門家にも聞きましたが、十分可能だと思っているんですよ。だから、何でそれを優先しなかったかというのを聞いているんです。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほど申しあげましたように、安全・安心の通学をまず確保しようということでございまして、そこに給食センターと併設できないということで、調理場につきましては矢倉の地を選んだということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 私の聞くことには答えたくないのかなとは思いますが、矢倉が、じゃ、いいと言って、そこを選んだと今答えがありましたけれども、何で矢倉が適地というふうに判断したんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましても、もう既に議会、特別委員会等で十分にご説明をしている点でございます。面積の問題、道路状況等を踏まえて、最適の場所だということでございます。ほかに2地区の候補地がございましたけれども、やはりこの矢倉が一番最適地ということになったのでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長の認識は、いろいろなものを想定して3カ所やったけれども、矢倉が最適だというふうに思っているわけですね。少なくとも私たちと言うか、私は思っていないけれども、誰が考えても、町の中央になるべく近いほうがいいんですよ、給食センターだとしても。それが町の西のほうにあって、一番遠いところが17キロも離れている。ここが本当に最適地というふうに町長は考えているんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 矢倉は町の西部ではございません。地図をごらんになって、中心部に近いところがございます。そのような点からしても、やはり上信道等も開通すれば、かなり

位置的に有利な状況になっておるところでございます。そのような点からして、矢倉は最適なところだということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 何とも言いようがないですね。

次に行きましょう。本質が、まだ聞かなければいけないことがあるので、これで終わっては困りますので。

議会に意思を明確に示してもらったと書いてありますけれども、議会の意思を明確に示すということは、私は条例を改正すると、これが正式決定、これが全てだと思えますけれども、それがしていないのに、何で議会の意思を明確に示してもらったという記述になるんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほども申し上げましたように、議会にご説明をし、この事業について十分にご理解をいただき、ご議決をいただいたのでございます。そういう民主的な手続を経ながら行っているものでございまして、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 民主的な手続ということであれば、条例を改正して正式に決める、これからやるのが正式な手続だと思いますけれども、町長の認識は違うと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これも以前からお話をしている点でございますけれども、条例は、その施設が利用できる状況になった段階で、条例を改正なり制定をするというのが通常のやり方でございますので、その点については、皆様にご理解をいただいている点でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ということは、正式決定になっていないという解釈になりますよね。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういう施設の建設に対する議会のご理解をいただいて、ご議決をいただいたのでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 現在の条例でいくと、給食調理場は4施設でやりますと決めてあるんですよ。そうですよね。そうすると、それ以外の施設をつくるということは、その条例に反することになるんです。これは明らかじゃないですか。町長の見解を聞かせてもらえます

か。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましても以前からお話をしておりますように、調理場を1カ所に集中させて、衛生上も大変安全な給食センターをつくるということを議会にご提案をし、そして、ご議決をいただいていることでございますので、その方向で現在進んでいるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 条例改正がしていないということは、議決で決まっていらないんですよ。こんなことは誰が聞いたってわかるじゃないですか。それを決まったとする根拠を教えてくださいと言っているんですよ、じゃ。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご議決をいただき、また、条例についても、先ほど申し上げましたようなやり方で普通は行っていくのが通常のものでございますので、公共の利用ができる状況になって条例等の手続をするのが、普通でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 正式決定じゃないんですね。わかりました。

では、中学校統合のときに学校設置条例を改正して建設の議案を可決しましたけれども、何であるときは条例を先に出したんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、校舎自体は存在をしております、また、東吾妻中学校という名称が決定をされましたので、条例改正をしたというものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 統合が決まったからやったんですよ。そうじゃなければしないですものね。それで決まったわけですよ。今度も同じなんですよ。4施設を共同調理場に1本にすると決めてからやるんです。施設があったから何とか、たしかきのう課長が、中学校のはあそこに施設があったから、こっちはつくる場所に施設がないからという説明をしましたが、それは全く逆であって、本来は、どういうふうを考えてみても、条例を制定してやる、これが正式決定です。ですから、議会が決めたという言い方は違うと思いますので、訂正していただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 予算についてご議決をいただいたということでございますので、それは当然にお決めをいただいたということでございます。また、中学校につきましては、名称が決定をいただいたということで、その手続がなされたということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ということは、課長とちょっと説明が違うんですかね。おかしいですね。いいですか、予算が制定されても、建設の議案が可決されたとしても、請負契約の。正式決定というのは条例を改正してからスタートする、これがなくては正式じゃないんですよ。なぜなら、でき上がってしまってから、それはだめだよと言われたときには、それは使えなくなるでしょう。そういうふうにと考えたらおかしいんですよ、町長の理論は。そんなことはないなんて言うかもしれませんけれども、そういうふうにと考えると、正式決定ではないというのははっきりしているのです、これはこの間確認をとっているのですけども、そういう濁すような言い方はしないでいただきたいんですが、正式決定ではないですよ。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどから申し上げておりますように、この事業につきましては、当初から議会の皆様にご説明を申し上げまして、また、予算等もご議決をいただきまして、その路線に沿って行っているところでございます。また、条例につきましても以前から申し上げておりますように、利用できる状況になって条例制定をするというのが通常のやり方でございますので、その点につきましては一般にご理解をいただいているものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 何とも言いようがありませんね。その程度の回答なんですよ、はい。

では次に行きますけれども、既設の4施設は給食安全衛生巡回指導で指摘があって改修に多額の費用がかかると記載されているんですけども、きのう行って資料をもらったんですよ。ここにメモみたいなのが。町長は当然これを承知しているんですよ。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 4施設の調理場につきましては、やはり老朽化しており、また、衛生上も問題があるというふうなことで、ここにも記載されているような状況でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長、本当にこれを今持っているんですか。持っていたら、これを

修正するのにどのくらいかかるかというのを多分試算しているんだと思いますけれども、出していただけませんか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変急なお話でございますけれども、ここに書かれてあることを、どのような方向で、どういう方式に直していくかというものをまず決めないと、金額というものも出てこないわけございまして、そのような性急な、何といいますか、質問は、この場にそぐわないんじゃないかなというふうに思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 性急じゃないんですよ。それを検討して、独立校方式じゃこういうふうに金がかかるからだめだよと書いてあるんですよ。そんな言い方したらおかしくなりますよ。聞いている人はおかしいと思いますよ。私だっておかしいと思いますもの。もう一つよく説明してくれませんか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今のお話だと思いますけれども、やはりかなり多岐にわたって非常に大きな改善をしなければならないものでございます。そのような点からして、やはりこの4施設、これを衛生管理、適正な状況で運営するというものは、大変な費用のかかるものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） それで、これが不適切だと書いてあるので、どのくらい経費がかかるからだめだという試算をしたのかを教えてくださいと言ったんです。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変、今申し上げましたように、どのように直すかということで金額はかなり変わるものでございます。根本的に直していくと、長期間もたせるためには、大変大きな改善状況になると思います。そのようなことからして、やはり、4つのものをこれから永続的に使用するにはかなりの費用がかかるというものでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） これを見ると、そんなに大きなものは書いてないんですよ。床の破損箇所を補修しろとか、天井の塗装が剥がれているとか、蒸気漏れしている回転釜があるとか、こんなもの、こんなものと言っては失礼ですね、こういったものは多分ほとんど直って

いる可能性があるんですよ。でも、教育課では把握していないんですよ。幾つか、4つか5つぐらい直っているようですという話でしたけれども、要するに、町長が示したこの意見書を参考に私たちは判断しますので、そういういいかげんな形でこれが書かれてあると、みんなそれを信じてしまうんですよ。だから明確に教えてくれと言っているんです。その程度で書いたというのはわかりましたので、もう結構です。

原中の敷地内には提案の単独調理場、用地が確保できないと、ここに明記されているんですけども、ということは、どのくらいの規模のものを想定しないとこれが言えないんだと思うんですけども、それを当然検討した結果、入らないと言ったんだと思いますが、教えていただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やはり小・中学校が並んでいるところでございます。やはり子供たちもふえて、校庭というものもフルに活用しなければ教育活動はできないのでございます。そのような点からして、やはり校庭確保、それから通学の安全確保等からして、非常にこの点は重要なものでありますので、給食センター等につきましては外部ということになったのでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） もう一度聞きます。敷地内には提案の調理場の用地が確保できないとありますけれども、どの程度のものを想定して、そういう具体的な表記をしたのか教えてください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町といたしましては、総合計画等で、給食につきましては単独校方式ではなく給食センター化というのが示されておりますので、そのような点からして、町の幼稚園、小学校、中学校の給食全てを賄う給食センターにふさわしい面積というものが当然必要でございます。その点から考えますと矢倉の地が最適だということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） いいです。検討していないんですね。わかりました。

だったら、こういうふうに書かないほうがいいと思います。できないとか。それが、私たちはこれを、町長の意見書を信じて、これと提案を比較して判断するんです。これに嘘がいっぱい書いてあると、今みたいに困るんですよ、正直言って。そうでしょう、だって。

あと5分ですね、わかりました。

では、次にもう一度行きます。大事なことなので。

設計から建築まで実施するのは期間内に到底不可能、こういう表現がありますけれども、課長に聞いた範囲では、私が聞いた範囲では、とても不可能なところまでは行かないんだと思っています。なぜかという、例えば給食調理場、今計画しています、進んでいるようですけれども、9月19日に着工したようですけれども、3月の末にはもうできるようです。あの大きなものが。これから1年3カ月仮にあったとして、その中でこれが不可能とする根拠をちょっと教えていただけますか。これができないのであれば非常に重要なポイントになりますので、それを不可能とする根拠を教えてください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、設計から建築確認等を経て行うわけですので、そういうものを考え合わせますと大変な期間が必要でございますので、この点につきましては不可能でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） もう一度聞きますが、不可能と言ったんですね。

○町長（中澤恒喜君） そうでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 私も聞くからには、ある程度専門家にいろいろ聞きました。本当に不可能と言って、どなたが言っているのかわかりませんが、町長が不可能と判断したのか。これは大事なことです。これつくるのが不可能だと言われてしまうと、提案そのものをこんなものだめだよと言わなければならない。でも、そんなことってあり得ないんだと思いますよ。それを不可能と言い切る根拠をもう一度教えてください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほど申し上げましたように、設計、それから建築確認等、今までの経験からして大変な期間がかかるわけでございますので、その点からできないということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 単独校の基準面積でいうと、国の基準は、教育課長に聞いたら150平米ぐらいだと言っているんですよ。倍だとしても多分300平米。今、町でつくっている給食センターが1,400平米近いですよ。すごいですよね、3倍か4倍ぐらいの。そういったものの工期だとかそういうのを勘案して、建築確認を入れていっても1年3カ月。ま

あすぐにというのは無理でしょうけれども、不可能と言い切れる根拠にはならないと思いますけれども、いかがですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 行政の手続、議会の承認等もいただき、行っていくものでございます。そういった手続等もかなり時間がかかるというものでございますので、この点につきましては同様の答えでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 大事なことで、じゃ、許可に何カ月、何に何カ月、工事に何カ月、確実に言ってくれますか。これは大事なことです、本当に。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、その時々状況、建築するもの等にかかって時間的なものも変動いたします。その点につきましては、はっきりとここでどれぐらいというものは申し上げる点ではございません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうですね。そういう自信がないのであれば、不可能なんて書いてはいけないんですよ。

あと2点ばかり聞きます。

給食法の規定で定める安全基準、これがあるのは知っていると思います。調理の仕上がり時間から2時間以内喫食、30分前検食、これが大前提だと思いますけれども、これが要するにきちっと保証できる、今の給食センターですよ、保証できるものを給食担当者とか栄養士に相談してはっきり出してくれと何カ月も前に求めてありますが、きのう教育委員会に行つて確認した段階では、全くありませんでした。この保証のない、何というんですかね、基本が守られない保証計画、この配送計画しかないのに、何で矢倉がセンターの適地だというふうに町長は言っているのか、ちょっと聞きたいんですけれども。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 配送計画につきましては特別委員会でご提示をしているものでございます。また、矢倉の地が適地だということにつきましても、先ほどから事あるごとにその点につきましてはご説明をしております。立地条件等も踏まえて判断をしているところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 全く納得できないから求めているんですよ。それが出てこない。要するに給食にとって基本中の基本ですよ。これを示してもらわないと判断が非常に困るんですよ。じゃ、示していただけませんか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては同様の答えになります。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 何カ月も前に言ってあるのが出てこないんですよ。ということはできないんですか。じゃ、できるんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これは配送できるということでございます。その点につきましては、お示しをしているとおりでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 課長の答弁でいくと、間に合わない可能性があるんです。だとしても、これでやってもらうんですと答弁しているんですよ。だから、いいかげんじゃ困るから聞いているんです。これは大至急出してください。

それと最後に、もう時間があるんだと思いますのでやめますけれども、ここで反対だという意見書を町長はつけていますよね。ということは、少なくとも述べた内容についてはしっかり検証して、センター計画と単独校の計画とというのを、経費も含めて、建設費も含めて、試算した結果できちっと意見をつけるべきなんだと思いますけれども、その根拠を示していただけますか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、先ほどからご説明をいたしておりますとおり、総合計画等を踏まえ、また、町の現在の4調理場の状況等も踏まえ、中学校統合等も踏まえ、総合的に考慮いたしまして、給食センターを矢倉の地に建設をするということで議会にご提案をし、ご審議をいただき、ご議決をいただきまして、そして既に着工し、順調に進んでいるものでございます。これにつきましては皆様のご理解を得て、しっかりとこの事業を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 要は、ないんですよね。計算したものはないんですよね。だから要するに、先ほどから何回か言いますが、指摘してきたものは基本的な根拠がほとんど明確でな

いのに、不可能だとか入らないとか、そういう意見になってこれは書いてあるんですよ。だから私たちが困るんです。これを信用したときに、本当にそうじゃないんじゃないのということになってしまうんです。いいですか、少なくとも町長は10月15日ですか、もう来ているんですよ、町長の手元に、直接請求が。だとしたら、当然そのくらいのことをしてこの意見書を書くべきだったのではないですか。何でそういうふうにしなかったんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今までご説明をいたしましたとおりでございますけれども、やはり、議会の皆様のご議決、ご判断をいただきました。中には賛成をされなかった方もいらっしゃいますけれども、これは民主主義の手續の中で、しっかりとその段階を踏まえてご決定をいただいて事業を開始しているものでございますので、今後もこの路線に沿って、しっかりと町としてはこの事業をなし遂げなければならないというふうに考えております。

（発言する者あり）

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 同様の答えでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） これが最後ですかね。わかりました。町長が意見書をつけたのは、その程度の内容でやったということですね。わかりました。

私が言いたいのは、出された直接請求は非常に重いものですから、1,000名以上の署名がついていますので、それをきちっと、何というんですかね、出されたものを正確に判断するんであれば、検討しないでこれを書いたことに対して非常に納得できないんです。だから最後まで聞いているんです。そういうものを十分検討して、自分の意見だけではなくて、それを検討して答えてくれた結果がこれですか。もう一度最後にお聞きします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今まで、ご質問に対しお答えをいたしましたとおりでございまして、この点につきましては、町といたしましても、将来の子供たちのためにしっかりとこの事業を行ってまいります。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二君。

○8番（茂木恒二君） 何点かお尋ねしたいと思います。

2人の議員が質問しましたが、その中で、意見書の中では最終結論が、合理的理由がないと、今回の請求はというふうに断定しております。その理由について尋ねる中で、根

拠となるものを尋ねると、細かい数字がないと、あるいは資料を持ち合わせていないという回答がありました。きょうは議事日程の中でも議案第2号で前もって知らされているわけですね。30日に臨時会を開いた。特別委員会でも議論してきた。そういう中で、根拠となる数字がないとか持ち合わせしていないというのは、議会を軽視しているんですか。私たち議員は、住民の代表として議会を構成して、こういう形で質問をしております。ですから、議会を軽視しているということは、住民の皆さんを軽視しているということなんですよ。言葉が適切でなければ訂正しますけれども、愚弄しているように聞こえてしょうがないんですよ。この貴重な時間を使って、きょうもたくさんの主権者である住民の皆さんが傍聴されております。ある方は仕事を休んで来られた方もいると思います。いろんな時間の都合をつけて来た。そういう、そろそろ2時間もたつのに、この意見書の中の根拠となるものをこれだけの時間をかけて尋ねているのに、ほとんど納得、理解できる説明がないというのは、非常に残念でしようがありません。まず冒頭にそれを、こんなことは世間ではあり得ないことなんですよ。議題が決まっていって手元に資料がないなんて、通らない話なんですよ。そう思いませんか。これは回答は結構です。

今回の請求は、先ほどから言われておりますけれども、署名・捺印した住民の皆さんの総数が1,128名、うち有効が1,018名ということで、私は今回の会議の資料の中で、先ほど代表の方から要旨についての約20分間にわたる陳述がありました。その前に署名簿も閲覧いたしましたけれども、署名簿には請求の要旨というのが書かれているわけなんですね。なぜこういうふうに請求したかと。それが今回の町がつくった資料の中には添付されていないんですよ。ですから、閲覧しなかった議員はわからないはずなんです。そういう中で結論を求めるといというのは、片手落ちと言えば片手落ち、不親切と言えば不親切というふうに私は思います。

その点はそれとして、まずお尋ねしたいのは、同僚の議員のほうからも、直接請求というのは我が町の歴史の中でほとんどなかったことだと思います。しかも、直接請求の要件とすれば50分の1、268名で要件を満たすと。そういう中で1,000名を超える住民の皆さんが署名されたと。これは非常に重たいものだとは私は受けとめているんですけども、そのことについてまず最初に、町長はこのことについてどのように受けとめているのか、町長にお尋ねします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町当局といたしましては、この給食調理場につきましては、先ほどか

ら説明しておりますように、総合計画なり現在の調理場の状況なり等を踏まえ、また、その最適地を調査の上決定し、ご議決をいただきながら進めているものでございまして、そのような点からして、非常に残念に思うところでございます。こういう機会を持って、またさらにその事業についてご理解をいただければというふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） それからもう1点は、なぜこの請求書が提出されたのか、その理由について町長はどのようにお考えなのかをお聞きします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 提出の理由というものを、こちらではっきりとお答えすることはできません。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 選挙人登録名簿に1万3,000何人かが登録されていて、その中で1,000名を超える方が署名されたと。署名・捺印というのは重たい行為なんです。1,000名を超えた方が署名されたと、なぜかなと考えるのが普通だと思いますけれども、それは幾ら言ってもあれなんで、これは、もしかして言わずもがなかもしれませんけれども、民主主義は多数決です。ただ、多数決だと数の論理ということに陥りやすいんで、少数意見の尊重というのが原則としてあるわけなんですね。多数決の裏返しで。そういう中で、今回は町の方針と異なる意見が出されたということなんですよ。ということは、今のあれでいうと、行政の長とすれば、町の方針と異なる意見に対して真剣に耳を傾けて、誠実に向き合うのが行政の長としてのとるべき態度ではないんですか。その点を町長に伺います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、ご議決という重い判断をいただきながら、また、住民の方の1,000名を超える方のそういったご意見もあるということでございまして、そういうものをこの場でそれぞれご説明をしながら、今行っているところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 議決については……

○議長（橋爪英夫君） 茂木議員、時間の途中ではありますがけれども、休憩をとりたいと思います。

ここの時計で1時まで休憩をいたします。

（午前11時59分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

○議長（橋爪英夫君） 8 番、茂木恒二議員。

○8 番（茂木恒二君） それでは、引き続き質問させていただきます。

先ほども今回の請求の代表者の方から、今回の請求の理由ということで3つほど挙げられました。その中で1番目が、安全でおいしい給食というのが1番目に挙げられておりますけれども、学校給食の鉄のおきてというか大原則は、安全なもの、おいしいものを子供たちに給食すると、これが大原則。その後、コストというのはその後の話なんでしょうけれども、そういう面から、まず安全なものということでお聞きしたいんですが、学校給食安全基準という中に、検食は喫食開始時間の30分前まで行うという文言で言われています。特別委員会で執行部から提出された資料の配送計画を見ますと、原町統合中は6つのコンテナがあると。そのうち4つのコンテナが検食できないというふうに配送計画ではなっております。安全という面から見れば、いろんな観点があるんでしょうけれども、安全かどうかを確認する基準として検食というものが義務づけられている。統合中は6のうち4つは検食できないというふうに配送計画に書かれております。これについての、なぜできないのか、その対応策についてお聞きします。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 配送計画で、2台の車がいることになっているので片方についてはということだと思いますが、原則的には車、車ということが望ましいんでしょうけれども、県にも確認したりしているところ、2台要るところについては1台のほうだけするというところで、検食についても努力目標なんで、そういうことでよろしいんじゃないかということなものですから、片方の車だけの検食ということで提示をさせていただきました。

○議長（橋爪英夫君） 8 番、茂木恒二議員。

○8 番（茂木恒二君） ちょっと疑問があります。30分前で行うというふうに書いてあります。

行うように努めなければならないというふうには、努力規定にはなっておりません。仮に今、課長の言うような、県のほうに聞いたら、その辺は柔軟に対応してくれやというような意味合いがあったかもしれませんが、安全なものが第一なんですよ。もう安全なものという面から見ると、この配送計画は無理。なぜそういうことが起きてしまったかというところからでしょう。配送するからでしょう。そういう無理な計画だと私は思います。

それから、おいしいものというふうにと考えると、今度は努力規定になっておりまして、調理後2時間以内に給食できるよう努めると。こっちは、ですから努力規定ですよ。ただ、日本全国広いんで、道路事情とか何か考えれば、日本全国で都市部でないところは、つくってすぐというものはできないからといって、最低基準を示したものというふうに私は理解しているんですけども、ただ、じゃ2時間以内でできるからいいやという話じゃないんですよ。おいしいものというふうにと考えれば、誰がどう考えたって、そういう飲食関係に携わったり、あるいはホテルとか旅館とかレストランで考えれば、厨房がお客様のすぐそばにあるというのが大原則でしょう。2時間で間に合うからいいという話じゃないんですよ。

ですから、このさっき言った大原則、安全でおいしいものという観点から見れば、私はとてもじゃないけどそれを満たすことができないと思う。保護者の方から見れば、大切な子供たちにおいしいものを食べさせたいというふうに、毎日工夫しながらご飯をつくっているでしょう。それが、いざ学校に来たら、2時間近くたったものを食べると、しかも検食していないものを食べる生徒もいると、こういうことを考えれば、安全なもの、おいしいものという観点から見れば、私はとても合格点じゃなくて、不合格というふうに私は言いたいと思います。

それから、次のあれなんですけれども、同僚の議員のほうから、この意見書の文言そのままで見ると、既存の原町共同調理場では、5中学校分の給食を賄うのは不可能でありと書いてあるんですね。そうすると、これを見る限りは、5中学校、先ほどの答弁だと27年4月時点での中学校の生徒の数358名、それに教職員を入れたって500名ぐらいにしかないんじゃないですか。現在の調理場は900食可能と言っているんですよ。もしかして、これは間違いですか。幼稚園と小学校を入れなかったんですか。この文言どおりに見れば5中学校ですよ。もし間違いであれば訂正をお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 原町の共同調理場だものですから、これにつきましては小学校も中学校も入っているということになります。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） そうすれば、この意見書の中に、これは公式の文書です。その中に「5中学校分」と書いてあるんですよ。どこをどう探しても小学校と幼稚園が入っていないんですよ。間違いではありませんか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 原町の共同調理場ということなものですから、原町の小学校、中学校等が含まれているということになります。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） そういう答えなんですけれども、それだったら、5中学校分プラス幼稚園、小学校と書くべきでしょう。文言というのは大切なんですよ。この意見書をもとにして判断するんですよ。今のあれでいえば、含まれているから訂正なくていいやということなんでしょうけれども、本来、これは信用できないもの、事実と違うんですから。幼稚園と小学校を含んでいるものを5中学校分と表現したわけなんです。これは誰がどう考えたって違うんじゃないですかね。今の答えでは、また同じ答えでしょうからこれ以上言いませんけれども、これほど大事な意見書の中で、事実を間違ったように受けとめざるを得ないものを書いてあるということは、この意見書自体の信頼性が揺らぐということなんですよ。そうじゃありませんか。まあそれはそれ以上言いません。

それから、次の、スクールバスの駐車スペースと回転場、それから小学校をあわせた保護者や先生の駐車場の確保と、これが必要なんで調理場をつくるスペースがないんですよ。この議論になる前は、共同調理場という観点からだったと思いますけれども、都市計画法、建築基準法で、ただし書きがあるものの無理だと。要するに、法でチェックされてしまうと。今回は抜けています、できない理由の中に。今回は単独調理場になったからかなと思うんですけれども、矢倉の議論のときに、当初、なぜ原町が無理なのかなというときの大きな理由の一つに、法をクリアできないんだというのが理由になっていたと思います。それ以上の議論の中で、委員会でも、じゃ、それはどうやって関連の事務所の中之条土木ですか、どのように確認したんですかねというふうに聞かれて、わざわざ復命書まで出して土木に確認しましたよというのは、資料で出されたじゃないですか。その中に、私の記憶でいえば、矢倉に町が方針として決めたものについて原町につくれますかどうかという、そんな質問はないじゃないですかというふうな答えだったんですよ。と私は記憶しています。だからはっきり言えば門前払いされたわけですよ。白地の状態で原町はどうですかと聞けばいいんだけど

も、矢倉に、もう方針でその場所に決めているものを、そういう状態のところでは原町にできませんかねと持っていったって、役所はそんな聞く耳持たないのは当たり前の話じゃないですか。そのように復命書に書いてあります。

それが今回すぽっと抜けているんで、法をクリアできないという部分が抜けているんで、私はちょっと首をかしげたんですけれども、この中で私が一番疑問に思ったのは、保護者、年に数回ある全校生徒のPTA総会、生徒数の7割の保護者が来るでしょうと。そうすると台数でいえば280台ぐらいですよと。そのスペースが必要なんですよみたいなことを言っていたんですけれども、よく考えてみれば、そんな計算で駐車場を確保している学校なんか全国どこにもないはずなんです。もしスペースがなければ、何人かで乗り合わせして来てくださいねと、あるいは公共交通を使える人は来てくださいねと、それでも無理な方は、地域によっては町のバスを持っているわけですから、1カ所に集まっていればバスが出ますよと、それくらいのことはすぐ考えられるんじゃないんですか。そういうことも考えもしないで、生徒数の7割の保護者が1台1台車に乗ってきて、そのスペースがないなんて話は、どこへ行ったって通る話じゃないですよ。これが正々堂々とこの理由の中に入っているわけですよ。原町にできない理由の中に。その辺について、同僚の議員からも質問があったんで、もしかしたらダブるかもしれません。お答えをお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 今現在でも、原町中学校の部分については駐車スペースが足りない状況であります。また、統合の説明会等で伺った中でも、駐車場のスペースという要望も出ていたということでございます。それと、この辺につきましてはちょっと定かではないんですが、中学校の廃品回収の部分につきましても、学校に車が集まるというようなことで近所から苦情が出ていると。それによってだかどうだかわかりませんが、現在、原町中学校では廃品回収もやめたというようなお話も聞いております。いずれにしても、学校の設置者としては、やはり教職員の駐車スペース並びに回転場並びに学校の行事等の駐車スペースというものは設置をすると、なるべく全部できればいいですけれども、設置をしていくという考え方ありますので、基本的に多くの台数を確保したいんですが、限られた土地でありますので、限られた土地の中で、機能的に駐車スペースのできる場所を確保していくという部分については、考えながらやっていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君）　こういう質問に対してそういう回答ということで、これをやりとりしていても時間が過ぎてしまうので、一応そういう回答だということで。

それから、この意見書の中に、本年3月の定例会で給食センター建設予定地にありました岩島社会体育館の廃止についての議決をしたと。それから、第3回臨時会で給食センター建設工事請負契約等の議決をしたと。この2つをもって議会としての意思を明白に示したと。先ほどの議論の中で議会が議決したと、その根拠がこの2つなんですけれども。これは3月議会の議事録を改めて確認したんですけれども、社会体育館は老朽化して危険であると、それが第1の理由。これは誰だって反対できないじゃないですか。危険だから壊さなくちゃと言われれば、はい、そうですねと言いますよね。その後に、給食センターの建設予定地でございますと。予定しておりますというようなお答えだったと思います。それをもってして給食センターが正式決定したということにはなり得ないですよ、どう考えたって無理。それから、センター建設工事請負契約等の議決をしたと。これはもっと決定に近いかもしれませんが、この2つの議決をもって議会の意思が明確になったというのは、私はどう考えても無理だと。

先ほどから言われているように、条例を制定して初めて議会の正式決定。議会は地方公共団体の意思決定機関なんです。意思決定機関で一番重要なものとして挙げられているのが予算の議決と決算、それから次に挙がっているのが条例の制定・改正。これをもってして議会は意思決定機関であると。大きな裏づけになっているわけですよ。制定が議決されていないものをもって正式決定だと言うのは、どう考えてもあり得ない。制定の時期についてはいろいろの説があります。町長が言われるように、現実の利用に供するときでいいんだと、違反ではないというふうなあれがありますけれども、よく読んでみると、じゃ、建物ができましたと。議会で、じゃ、条例を出しましたと。条例が不成立になったら、否決されたら、建物は使えないですよ。使えないんです、幾ら建物があっても。ですから、そういう面から考えれば、正式決定というのは、条例の制定がしっかり議決されたときが正式決定だと私は思います。そういう点についていかがですか、町長お願いします。

○議長（橋爪英夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　茂木議員のご意見を賜りました。議会等の議決で、給食センターの設置につきましては明確な位置づけはできておるところでございます。また、条例につきましても、今のご意見の中にございました、やはりその施設が利用状況に入ったときに条例を制定するというのが一つの設置の方法でございますので、この点につきましては、茂木議員の

ご意見等もございますけれども、このような形で進んでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） それは前の同僚議員への答えと同じなんで、あと1点お聞きします。

これはコストのほうなんですけれども、後ろのほうになるんですけれども、26年3月に完成する予定で進捗し、地域の元気臨時交付金の算定基礎でもあると。ということで、要するに、今度新たに要望があったものにすると、これが使えないということなんですよね。考えてみたら、24年4月に設計契約を委託していて、そのときに出ているんですよ。臨時交付金は緊急経済対策で急に降って湧いたものですよね、25年1月に。ですから、これは後づけの理由だと私は思います。後づけ。

それから、時間がないんであれですけれども、もし、請求書で要望されたようなことになると、全額町単独の負担となるというふうにここに書いてありますけれども、本当に、じゃ補助金がないんですか。ゼロなんですか、要求されたようなことをやると。それについて伺います。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 現在、町で給食センターという部分で国に申請をして、補助金をいただいております。起債もそうありますが、許可をいただいております。しかし、それを基本的に給食センターとしないで、また単独調理場をつくるので補助金をお願いしますというようなことでは、基本的には補助金はつかないことが予想されますので、そういうことだと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） もう時間が。

ほかに。

12番、浦野政衛議員。

○12番（浦野政衛君） 今までの議員さんの、同僚からの質問を聞いていますと、町側に対して、今進めている給食センターの建設は工事に取りかかっているわけですが、それに対していかがなものかというふうな質問ばかりで、当然前回の、過日の本会議では、給食センター工事の入札に踏み切って、それも議会で承認されていますから当然でしょうけれども、やはりその中で工事請負者が決まったというふうなことで、後日の本会議を開いて工事締結の承認を得たというふうなことを町長がしきりに言っていますけれども、議会にこれは議決をいただいたから事業執行をしているんだというふうなことでありますが、当然、同僚

の議員の中には賛成が多かったから事業が進められたんでしょうけれども、やっぱり議会としてもいかがなものか、いかがなものかというふうな意見が出て、きょう傍聴者の方も大半おりますが、初めて聞く人は、これだけ議会が、何て言うんですかね、町側に対して、事業を進めている、この点に対していかがなものかということを質問ばかりして、実際、議会の議員の中には賛成した人が多数いて、それが可決して、通って、事業に踏み切っているわけですから、当然、賛成した議員さんの意見が出ないのかなというふうに、不審に思っている傍聴者の皆さんもおるかと思うんですよね。

まして、きょう内海辰男さんがこの冒頭陳述というふうなことで、ここに前で説明を聞かせていただきましたけれども、やはり私も、前回の過日の本会議では、この給食センター建設問題については反対という立場を貫いて、起立はしませんでした。やはり長い目で見ると、いろんな経済負担がかかってくるのではないかと。また、その矢倉という地内につくったんでは、当然小学校も中央の原町に、恐らくそんな先にいかないうちに統合するだろうということになると、末代、やはりいろんなものが、諸経費がかかってくると。児童数が減っても、たとえ児童数が1人になっても、給食センターは矢倉ということになれば、1人でも矢倉でつくってここへ配達するようになると思うんですよね。

それは極論過ぎますけれども、だからそういうことがありますので、やはりこういうものは慎重に、この中学校等特別委員会も立ち上がった中で、何回となく会議を持つ中でも、その委員の中からは執行部に対して、給食センターの建設候補地を3つに絞った中で矢倉に絞らせてもらったんだという中でも、いまだ場所選定を検討してくれないかという意見もあったわけですよね。だけれども、町側としては実際そういうものは聞く耳を持たなかったですよね。私はそういうふうに理解しているんですけども、もう見直す余地はありませんと。矢倉に決まったんですと。

そういうふうな説明のもとに特別委員会でも進んできたと思うんですけども、そんな観点から、町長さんは今、しきりに、議会の議決をいただいたから事業に踏み切っているんだろうと言っていますけれども、それは辛うじて7対6で1人多かったために賛成多数で可決で通っただけなもので、やはりその約半数近くはいかがなものかというふうなことを申して起立しなかったわけですから、その点もよくやっぱり検討してもらって、まして、春と秋には町長が外向いて、各地区でいろんな意見を聞く場を設けてやっているわけですよね。町政懇談会というものを。町長は日ごろ言っていますよね、町民の皆さんの意見や要望、いろんなものをいただいて、そういうものを吸収させてもらって、町民が安心して安全に暮らせる

町をつくっていくんだということを言っていますよね。だけれども、今回こういうものが出たというものは非常に重大だと思いますよ。それを全然、重く受けとめているんだか受けとめて——私が見ると重く受けとめているように見えないんですよね。なぜかという、今回のこの回答のこの文章が、町長が出された、これは安易に、もう今回出された、内海さんが代表で出された内容からすると、月とスッポンですよね。本当にこれが検討して出された内容か、その辺をもう一度確認します。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この提案理由につきましては、先ほども申し上げましたように、この給食センターにつきまして、さまざまなご意見を議会として頂戴をしながら、そしてまた説明をして、そしてご議決をいただいて進めてきておるものでございます。そのような中から条例制定についてご提案があったというふうなことでございまして、私としては、先ほど申し上げましたように、大変残念なことだというふうに思っております。

また、説明理由の要旨につきましても、これにつきましては担当課長等と協議しながらつくっておるものでございますので、そのようなことから、ご意見の点がございますけれども、そのようなことはまた非常に残念なことでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 12番、浦野政衛議員。

○12番（浦野政衛君） 日ごろ、町側にいろんなことを聞きますと、事業に取り組むのは、要するに法律に基づいて、条例を定めてやっていくんだと、条例主義だというふうなことを日ごろ言っていますけれども、今回は条例も定めないで事業執行したと。これは本当に、執行部と議会がマスコミの新聞にもいろんな情報が出ているわけでありまして、これは周りの隣接する町村だとか県内で、東吾妻町は何をやっているんだというふうなことで、非常に恥じるべきだと思います、いまして、今回このような、条例が定まらないうちに事業が執行され、町民の中からこういった訴訟問題まで起きる、これは司法の場でどういうふうに出るかわからないですが、やはりこれは議会としても、我々も町民の代表として責任を感じるところがあると思います。ましてそれが阻止できなかった、議会として。これは非常に寂しいことであります。そういうことを自分で痛感していますけれども、今回のことは、いずれにしても、いまして条例、法律にのっとった事業を進めていただくようお願いし、私の質問を終わります。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

9 番、金澤敏議員。

○9 番（金澤 敏君） 許可をいただいて良かったです。

ちょっと 1 点だけ残したものですからお聞きしたいんですけども、町長の意見書の最後に、したがって、給食センターを矢倉地区に整備するという町の方針を変更すべき合理的理由はないということを述べられております。住民訴訟が起こされているということと関連してなんですけれども、昨日、教育委員会事務局に調査に行った中で、業務委託契約書を見せていただきました。総則の第 1 条には、設計業務委託仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（約款及び設計仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ）というんで、を履行しなければならないというのが第 1 条で書いてあるんです。じゃ、この仕様書はどういうものかと課長に聞きましたらば、私どもが最初に、この中学校等統合特別委員会に資料として求めた中の、東吾妻町立学校給食センター新築工事設計監理提案仕様書、これが仕様書ですと言うわけなんですね。これは基本的にはプロポーザルのときに各社に提案してもらうために出した仕様書だと思うんですけども、これが清水設計との本契約の中に、これなんですと言うんですね、仕様書が。まず、そこに提案もしっかり入っていますし、あ、削っておくの忘れたななんて言った担当もいたんですけども、それでいて、じゃ、中に何が書いてあるかというのと、延べ床面積も何も書いてありません。ただ単に 1,500 食ということだけが書いてあります。それで設計業務が 11 月 30 日までというようなことも書いてありますけれども、ほかはみんな空欄になっているんですよ。こんな仕様書は本当の契約書として成り立っているんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 給食調理場関係のそういう仕様書でございますので、当然 1,500 食というふうな食数が基本になるのかと思います。また、そういうものがわかれば、やはり専門家の段階では、もう既にそれを基本として発想が出てくるわけでございまして、また、不足の場合があれば、当然相手側から質問もございしますが、質問もないということは、それで十分果たしておるということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 9 番、金澤敏議員。

○9 番（金澤 敏君） ということは、これは正式な契約書だということでもありますね。

住民訴訟が起こされていますから、これもきっと内容として調査されると思いますんで、裁判所のほうの判断に任せたいと思いますけれども、この提案仕様書の中に、工事予定期間として、着手が平成 25 年 1 月、完成が同年 9 月ということが書かれています。このままがこ

の契約書の中に書かれているということは、25年9月には完成していなければいけないということとして捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 設計委託の工期のことでいいですね。

（「いえ、違います。工事予定期間として書いてあるんですよ、契約書の中の仕様書に。これが正式な仕様書だったら違っているんじゃないんですかということをお願いだけなんです」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 委託を出したときに、工事がそのころに予定されているということとで記入されているものだと思います。

○議長（橋爪英夫君） もう時間が。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 動議を出させていただきます。

私から出す動議は、委員会付託を求める動議をこれから出させていただきたいと思っていますけれども、本件については、提案された議案に対し、議長の言うとおりに、時間を有効に使って議案調査をすべく、私も努力しました。教育委員会事務局において、議案が適正かどうか判断するための資料等、納得できる説明が残念ながらいただけませんでした。その理由は、教育委員会に必要な資料がそろっていない、こういったこともありますけれども、要は、3日間の会期では短時間過ぎて、教育委員会事務局でも準備できないものがいっぱいあったんだと思います。

また、本日の質疑でも、町長は、私の質疑に対しても十分納得できる答弁をいただけたと私は判断していません。今回の直接請求は、先ほど代表の方が言ったように、議会としては町が進めている給食センター計画というのはないものとして、請求の内容が適正かどうかを純粹に判断しなくてはならないものと考えています。それなのに、町長の意見は、先ほどの質疑でもありましたが、十分な検討がなされておらず、町が進めている給食センターの方針を変更する合理的理由がない、そういったことを挙げて反対であるというふうに結んでいます。すなわち、提案内容そのものの本質にほとんど触れていない内容の、私から見れば矛盾

のある意見書、そう言わざるを得ません。

私が議案調査した結果、町が提訴されている件については、11月6日に初公判があるようです。また一方では、11月5日から10日まで、議会報告会が開催されることになっています。こういった中で、町民の皆さんから貴重な意見が聞けることも考えられます。議長にも要請があって、本日も代表者の方から特に、町民の意見も聞いたり、十分議論して判断してほしいという要請があったように思います。しかし、十分調査・研究をした後に、議論を尽くした上で判断するためには、会期が短過ぎて明らかに無理があるんだと思います。せめて、きょう私たちの質問に対して、執行部から適正な答えをいただければ、それが可能だったんだと思います。でも、多分きょう質問した人は、十分納得いける答弁がいただけたと思っている人は少ないと思います。また、裁判の結果次第では、町の給食センター計画は進められなくなる可能性も否定できないんだと思います。こうした状況を考えると、本議案に関してのみ中学校統合等対策特別委員会に付託して、十分調査・研究をした後に判断することが適当ではないかと考えますので、ここにそれを求める動議を提出したいと思います。

かつて例がない、議会に対して重い判断を求められていますので、特に慎重な判断をすべきだと思っています。つけ加えるなら、県下で初めて議会基本条例を制定した議会として恥ずかしくないように、十分議論を尽くし、納得できる形で判断することが私たち議員の使命だと思いますので、ぜひご賛同いただきたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） ただいま、一場明夫議員から、議案第2号の審査を中学校統合等対策特別委員会に付託することの動議が提出されました。

この動議は、他に賛成者がおられますので、動議として成立しました。

議案第2号の審査を中学校統合等対策特別委員会に付託する動議を議題として採決します。

この動議は、起立によって採決します。

お諮りいたします。この動議のとおり、議案第2号を中学校統合等対策特別委員会に付託することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（橋爪英夫君） 5番、7番、8番、9番、12番、13番。

起立少数です。

したがって、議案第2号の審査を中学校統合等対策特別委員会に付託する動議は否決されました。

9 番、金澤敏議員。

○9 番（金澤 敏君） 今、一場議員から、中学校等統合特別委員会のほうへ付託するようにとの動議が出されましたけれども、否決されました。否決されましたけれども、私としては、まだこの問題は調査・研究しなければ、将来に対してすごい禍根を残すという思いが強いものであります。特に、この給食センターの建設費及び面積は過大なものだと思っております。こういう箱物をつくると、箱物をつくるときには、それなりに補助金等が出て町の負担は少ないんですよという説明がありますけれども、維持管理費は町が負担して行っていかなければいけないというのが常であります。そういうことを考えれば、このまま意思決定、できる、できないの判断が難しいきょうのこの質疑応答の中では、まだできないという思いがありますので、会期の延長の動議を提出したいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

（「いつまでって言わなきゃ」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 金澤議員。

○9 番（金澤 敏君） すみません。11月30日ぐらいまでをめどに提出したいと思っております。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） ただいま、金澤敏議員より、会期を11月30日まで延長する動議が提出されました。

この動議は、ほかに賛成者がいらっしゃいますので、動議として成立しました。

本臨時会の会期を11月30日まで延長する動議を議題として採決いたします。

この動議は、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。この動議のとおり、本臨時会の会期を11月30日まで延長することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

○議長（橋爪英夫君） 5 番、7 番、8 番、9 番、12 番、13 番。

起立少数。

したがって、本臨時会の会期を11月30日まで延長する動議は否決されました。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

13 番、一場明夫議員。

○13 番（一場明夫君） 自由討議をさせていただきます。

私は、本来給食は高崎市が進めているような単独校方式が一番いいな、そんなふうに思っています。なぜかという、それが子供たちに最も適切な給食ができると思われるからです。

一般家庭でも同じですが、キッチンでつくった料理を適温のうちに食べられる。これが一番理にかなっていることは誰が考えても明らかです。ですから、当然うちの中では、つくったものがそばで食べられるように誰もが工夫します。わざわざそのうちの外に調理場をつくる人はいないんだと思います。

町の給食センター計画では、先ほどの質疑でも明らかになったように、こうした基本的な配慮がなされているとは思われません。その理由は、町が保護者や給食の専門家などの意見を聞かずに、行政の内部組織である行政改革推進本部において、遊休町有地の有効活用を前提に検討した、その結果を町の判断にしてしまったからだと感じています。その証拠に、検討の対象にされたのは3カ所のみで、学校併設の案はありませんでした。

議会の行財政改革特別委員会で、場所については再検討を求められましたが、それに対して町は変更しなかったばかりか、原町地区は都市計画法の規定で共同調理場は建設できないとする間違った資料を提出しました。これは後で、議員の指摘で町長が間違っていたことを認めましたけれども、議員はこうした説明を信じて判断してしまうものなんです。すなわち、町長が本当に原町中学校併設がよいと考えたのなら、この時点で再検討ができたものと思われますけれども、残念ながらプロポーザルを実施して、予算書に明記されていないのに、予算は中学校統合費に含まれているとして設計委託をしてしまいました。中学校統合事業はどうあっても別事業であり、幼稚園や小学校の給食も対応する給食施設が、中学校統合費に含まれるはずはないんだと思います。

このように、先ほども言いましたが、正式な条例は議決がないままにどんどん町のペースで進めておいて、引き返せない状況になってからいろいろ議決を求める行政手法は間違っていると思います。町長は、町が進める給食センターが適切だから出された議案は反対だと言っている、そういうふうに思いますけれども、給食センターのほうが単独校方式よりすぐれている根拠を、もうちょっとしっかり示すべきだったんじゃないでしょうか。非常に残念ではありません。

子供たちはこの町の宝です。この子供たちを大切に育てていく上で、どちらがよりよい給食を提供できるかと考えたとき、私は町長の意見よりも、熱心に説明してくれた内海さんを初め、1,000名以上の方が提案する単独校方式のほうが、この町にとっては合っているものと本日、確信しました。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

8 番、茂木恒二議員。

○8 番（茂木恒二君） 私はこの請求に賛成の者です。

この意見書の最後の結びのところで、給食センターを矢倉地区に整備するという町の方針を変更すべき合理的な理由はないというふうに言い切られております。それで、先ほどここに意見書に挙げられたいろいろに、同僚議員4人ですけれども、質問しました。その回答をいただきながら双方の主張を判断するということなんですけれども、その中で一つ残念なのは、いかななものかという立場の議員の質問が4人、そうでない方の質問はゼロと、非常に残念です。まあこれは余分なことかもしれません。この文言を一つ一つ、先ほど、安全性とかスペースの問題とか補助金の問題とか、項目に絞って質問した中で、私にはどう考えても、町側の主張が合理的な理由というのは一つも見当たりませんでした。ですから、私はこういうふうに言いかえたい。給食センターを矢倉地区に整備をするという町の方針には何ら合理的な理由はない。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（「反対です」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 反対ですか。

ほかに。

（「賛成討論」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） では、2 番、佐藤聡一議員。

○2 番（佐藤聡一君） 東吾妻町立学校給食調理場設置条例についての反対討論をします。

現在、執行部の進めている給食センター建設事業は、正規に条例改正がされていません。しかし、現実には矢倉地区に、6 億円余りの巨費を投じた給食センター建設工事が、来年3月末工事完成を目指して、現在進行中です。

町の第1次総合計画に安全衛生の徹底されたセンター化が提起されており、議会では特別委員会を中心に議論、審議してきました。この給食調理場設置条例では、古いもので築40年、新しいものでも築21年が経過したものを使用しながら新たに5カ所目を建設するという内容で、ウエット方式の既存建物での給食の安全衛生面に不安を残すものであり、運営費や新設建物の建設費の財源の点でも大変問題があります。逆に、今建設中の給食センターはドライ

方式で、給食の安全性が担保できると思います。

議会の委員会において検討してきた中では、センター化を前提に議論し、議会では6月27日に給食センター工事請負契約の締結についての議案を可決しました。このことは、事実上正式決定されたものと同等であると捉えることができ、東吾妻町議会の最終的な意思決定がされたものと判断します。この条例案は、今までに議会が予算を初め工事請負契約等の議決をしたこと全てを否定することにつながると思います。それは議員として認めることはできません。

以上のことから、この条例案について反対するものです。

○議長（橋爪英夫君） 賛成討論の方。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） それでは、賛成討論をさせていただきます。

先ほど、反対討論ということで、佐藤議員が議員の立場、町の立場を踏まえてなさったように思いますけれども、私は町民または保護者の立場を前提に、賛成討論をさせていただきたいと思います。

町の給食センター計画は、条例改正をして正式に決定をする前に、適正な予算措置がなかった上、実施要綱に反して面積等の仕様を示さずにプロポーザルを実施し、設計業者を決定、さらにその後、設計を委託してしまいました。先ほど同僚議員の質問にありましたように、私も議案調査で契約書を見せていただきました。私が見た限りでは、とても委託契約があの内容で成立しているとは思えませんでした。これは少なくとも多分司法の場で判断されるんだと思います。それはそれとして、結果的に面積等をきちっと示さないでやったプロポーザルに基づいて提案を受けたことによって、必要以上に過大な面積で多額な建設費を伴う施設を建設しているものと思われます。

さらに、町が示した配送計画では、最も基本となる、子供たちに安全でおいしい給食を提供することができないと思われる上、町の西部に位置する矢倉地区に建設することは少なくとも論外であり、配送経費はもとより、運営費も多額になることは明らかではないでしょうか。これでは、少子化が進み、財政が厳しいこの町の将来を見据えたとき、決してベストな選択とは思われません。当町は広大な面積を有していますので、一番遠い東小学校まで、配送計画によると16.9キロ、約17キロもあることを考えると、少なくとも町の中央部に位置するんならともかく、中央部から6.5キロも離れた場所に配置して、一カ所の調理場で全ての学校に対応するのは、そもそも無理があるんだと思います。それに比べて、提案されている単独

校方式は、先ほど説明があったように多くのメリットが期待できることは明らかで、この町の現状に合っていると思います。

特に私は、中学校統合に伴い食堂を廃止する町の計画には、大きな疑問を持っている一人です。これでは、統合により、よい教育環境を提供するとする町の方針に反している、そんなふうに思います。その上、給食調理場と食堂がセットで整備できるのであれば、さらに大きな効果が期待できると思います。今後近いうちに、いや応なしに小学校や幼稚園の統合も進められることは明らかですから、現在の4調理場をもう少し活用し、統合に合わせて不要になったものから廃止することで、無駄もなくなると思われます。もしも、先ほど佐藤議員が言ったように、古くて使えない、例えば衛生的に問題があるという施設ができたのであれば、それは再度条例改正をして、近い施設で対応ができるものと思われます。

これから先、子供たちが減っていくことがわかっているのに、何であんな場所に、財政が厳しいのに必要以上に大きな給食センターを、6億円近い金をかけてつくるのかと、今でも直接多くの町民の皆さんから言われます。私も全く同感です。今回提案されているように、統合中学校から単独校方式にしていけば、学校や幼稚園の再編が進むのに合わせて、順次単独校方式への移行が可能になるものと思います。少なくとも、それがより給食の理想に近づけられるんだと思っています。私が調査した範囲では、町長が不可能だと指摘していることは十分クリアできるものと思いますので、町の将来に禍根を残さないためにも、本議案に賛成します。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 反対討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 賛成討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（橋爪英夫君） 5番、7番、8番、9番、12番、13番。

起立少数。

したがって、本件は否決されました。

ここで休憩をとります。

この時計で2時10分まで休憩いたします。

(午後 2時00分)

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

(午後 2時10分)

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、議案第1号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本件については、去る10月30日、議案調査としてありますので、ここで質疑を行います。
13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 議案調査で行ったんですが、よく説明をいただけなかったのでもっと聞きたいんですが、簡単に言うと積算根拠がちょっと曖昧なようなところがあるんですが、6ページですね、歳出の諸費の中に住民訴訟事件弁護士委託料220万円が入っていると思いますけれども、聞いた範囲だと、80万円が着手金で成功報酬が120万円と、プラス消費税という話なんです、この着手金と成功報酬の積算基礎を、80万円になる、120万円になるのをきちっと説明していただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 弁護士費用の算定基準ということでございますけれども、弁護士費用の基準ということでお願いしております弁護士の方に聞きますと、弁護士費用報酬規程というルールが、もとの日弁連の報酬基準というものがございまして、これによりますと、着手金は、訴訟で問題になっております金額2億1,159万円の3%及び成功報酬につきましては、その4%というのが基準ということで伺っております。これを合計しますと1,555万円ぐらいの金額になるということでございます。ただ、この弁護士につきましては、町が顧問弁護契約を結んでいるということでございまして、そういうものを勘案したということで、

840万円ぐらいということでお話がありました。ただ、これについては民事訴訟の弁護士費用というふうにも考えられますので、行政訴訟でございますので、それを含めて弁護士のほうと協議を行いました。その中で、全国的に見ますと、約100万円から300万円ぐらいの金額が妥当ではないかというようなものもありますので、それを含めて、現在のところ200万円プラス消費税ぐらいでということでお話を伺っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、どれが何%で80万円、成功報酬が何%で120万円になったかという基礎がわからないんですけれども、積算の基礎が。つかみ、このくらいだろうということをとったんですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほど申し上げましたが、協議の中で、全体的には200万円くらいということで今、協議をしているところでございます。ですから、それを勘案しますと80万円ぐらいが着手金、120万円が成功報酬という形になるというふうに今、協議しているところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ちょっと私も調べてみたんですけれども、金額がある程度確定できないものというのは、800万円を基準にして、住民訴訟なんかの場合、それを基準にして何%かとやるのが普通、常識的な判断かなというふうに聞いたんですけれども、そういうふうに考えていくと、これは金額が大きいんですよ。先ほど課長が言ったんだと、本当は1,555万円なんだけど220万円にしてもらったと言っているんだけど、余りにも両極端ですから、あれですか、その辺の説明をもう一度、それとプラスして、あれですかね、ほかの弁護士に確認してみるという作業はしていないんですかね。もう顧問弁護士なんでそれオンリー、言いなりでという話ですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 確かに日弁連の弁護士報酬規程の中には、経済的利益の額が算定不能な場合は800万円というような記がございます。これは800万円というのが弁護士費用だというふうに受けますと、これに消費税ということになると840万円ということになるのかなというふうに思います。それを含めて、弁護士のほうとは全体的なところで今交渉を行っているところでございます。ただ、今話をしている中では、両方合わせて200万円くらい

ということで伺っているところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 何回言っても同じだと思うんで、もう一度確認します。

ほかの弁護士と相談して、額が適正かという確認はしましたか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君）ほかの弁護士にもある程度の相談等は行っております。確認というか、相談をしたこともございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） その結果、こちらの弁護士が安かったという判断でいいんですね。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） そのようになると思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ちょっと調べたんですけれども、私が聞いている範囲というか、調べた範囲だと、800万円というのは基本の金額であって、その何%というふうに算出していくんだというふうに実は聞いたんですよ。そうすると、こんな大きな額にならないんですね。本当に800万円が裁判の着手金プラス成功報酬、全額が800万円ということで間違いないですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 群馬中央法律事務所の報酬基準の中にある金額を読みますと、そのようにとれるというふうに私は考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、私が言っているのが正しいと、全然違ってしまいますよね。私が言っているのが正しいかどうか分かりません。私も確認して、聞いて、それなりの人に聞いた話ですから。でも、もう少しやはりきちっとした積算根拠で示していただかないといけないんだと思うんですね。どうも今聞いていると、このくらいでこのくらいだからこのくらいかねという世界に聞こえてしまいますので、少なくともいろいろな工事だとか備品を買う場合は、きちっと比較をした上で判断をしていますから、普通、顧問弁護士をお願いしていれば、そういう心配は普通の方はないんだと思います。でも、顧問弁護士をしている人、そこへお願いするんだと、通常の、例えば1,000万円をお願いするところは4割引きで頼めるとか、そういうのが弁護士界の多分常識なんだと思っています。ですから、そういう

ものをいろいろ配慮したときに、どうも少し高過ぎるかなというのをちょっと感じたものですから確認をしました。

残念ながら算定基礎が余り明確でないということで捉えるしかないんだと思いますけれども、何でこんなことを聞いているかという、これからが本題になるんですが、統合の設計の委託料のときもそうですけれども、中学校統合費の中に入っていたんだと、3,000万円の中に。だからそこで使ったんだというやり方で、前回給食センターの設計費を支出していましたよね。当初予算には書いていないものを、決算の段階ではそこに入っていたと堂々と書いてある。これがもし入っていなかったら偽りの資料として出されたというふうになります。これは決算のときにも指摘しましたけれども。そういうふうに考えていくと、もう一点聞きたいのは、町の予算書というのは多分性質別の予算書になっているんだと思いますけれども、ここの諸費に入れてあるのはどういう理由ですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 諸費の考え方は、ほかの目等に属さないものを計上するということであるというふうに考えています。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうですよ。前に企画課長をしていたんでよくおわかりなんだと思います。わからなかったら今の企画課長に聞こうかと思ったんですが、そういうふうに考えていくと、これって給食センターにかかわる訴訟で起きたものですよね。そうすると、性質別と考えてみると、総務課の諸費ではなくて、教育費の中の給食調理場運営管理費、そこに給食センター関係の予算が当然とってありますので、そこの中の委託料としてとるのが常識的判断になりませんか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 弁護士の費用につきましては、先ほども言いましたように属さないものということで、顧問弁護士等も諸費の中で計上してございますので、それと同等ということで計上させていただきました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 多分そう言うのかなと思ったんです。それはわかるんですよ。少なくとも想定されていないものを相談をしたり、そういう費用ですから、総務の中の諸費に入る。これはそんなに私も文句は言いません、もちろん。何だかわからないんですから。予定してとってあるわけですよ、どういうものにも対応できるように。でも、今回のケースは少な

くも違うんじゃないですか。少なくとも給食センターをつくっているがゆえに生じた費用ですよ。そういうふうを考えていくと、先ほど何で中学校統合費と給食センターが違うかという話もちよっとしましたけれども、そうすれば、普通に考えれば、そちらに予算措置をするのが筋じゃないですか。そのための、給食センターにかかわった部分の支出ですから。企画課長、そうなりませんか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） これについては、一応町が訴えられているという格好になっておりますので、町の中、特に総務費の計上でそれはいいんだというふうに思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 多分そういうふうに言われるかなと思って、それも想定していたんですけども、いいですか。予算書は町の予算書です。教育費は教育委員会の予算書じゃないんです。ということは、総務費、企画、いろいろありますよね。そういうものの中で、教育に係る経費がこれだよとあってあるわけですよね。確かに町が訴えられたとしても、性質別の予算でいえばそこに、そういうふうに皆さんがおっしゃるのであれば、余計そこに入っていくような気がしますけれども。今の説明を聞いていると余計、何ていうのかな、よく理解できなくなっていくんですけども。私の言っていることが違っていませんか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 町の事務文掌の中で、訴訟に関するものについては総務課ということになってございます。それも含めて諸費の中でお願いしたということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 総務課で所管するのは、それは構わないんですよ。でも、費目としてはそこにいかないとおかしいんじゃないですかと言っているんですよ。私の言っていることが違っていませんか。えっ、わからない。性質別の予算というのはそういうことじゃないんですか。簡単に言うと、私はとってある費目が違うだろうと言っているんですよ、金額の積算の基礎もちよっと納得できませんけれども。そこにとったって、別に誰も文句を言わなければそれでいいんですけども、ただ、教育にかかわる経費であるものが総務の経費に、最終的に決算でカウントされて入っていくことには間違いありませんよね。違いますか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 性質別というか、科目として総務費ということにはなると思います。性質はまた若干違う……、決算統計上の性質でいいますと、違うところになる可能性は

あります。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 結構です。少なくとも今回の予算措置を考えると、そういうふう考えたわけです。なぜかという現実には、例えば直近の例で言いますと、ダム対策総務費か何かで弁護士を頼んで、岩二小の跡地のところに住んでいた人に退去してもらった委託料を払いましたね。あれって間違いなくダム対策総務費で支出していますよね。建設課長が主管だったんで説明していたように記憶がありますが、私はそういうことを言っているんです。だから、ここは費目が違うんじゃないですか。ですから、この直近の例はそういうふうになっていますけれども、これが違法だとは言いません。違法かどうかは私もよくわかりません。ただ、考え方としてちょっと、これを見ただけでもそういうように不自然に感じたので質問させていただきましたけれども、その考え方でいくと、この前の予算措置は、諸費でとるべきものがダム対策費でとってあったという説明になってしまいますけれども、そういうことですか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 通常想定しておりますのは、町が訴えられるというのではなくて町が起こす、そういったことで通常なっております。今回の場合は訴えられるということなものですから、予算どりについては総務費のほうで、それは妥当なんだというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 余り時間をとると、早く帰りたい人がいると思いますのでこれだけにしますが、訴えられようが訴えようが、費用をとるところは同じじゃないんですか、基本的には。

もう結構です。私の納得できる説明をいただけなかったということで、私は理解します。
はい。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（橋爪英夫君） 2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、10 番、11 番、14 番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 3 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第 3、議案第 3 号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

本件については、去る10月30日、議案調査としてありますので、ここで質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第４、議案第４号 工事請負契約の変更締結についてを議題といたします。

本件については、去る10月30日、議案調査としてありますので、ここで質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） ２番、３番、４番、５番、６番、７番、８番、10番、11番、12番、13番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎日程の追加

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。議員派遣の件について緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第１とし、直ちに審議することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに審議することに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

○議長（橋爪英夫君） 追加日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

11月19日実施、杉並区役所及び杉並区議会への視察研修については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（橋爪英夫君） これをもって本日の会議を閉じ、平成25年第5回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 2時37分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 橋 爪 英 夫

署 名 議 員 轟 德 三

署 名 議 員 茂 木 恒 二

署 名 議 員 金 澤 敏